

喜多方市環境基本計画 中間見直し

KITAKATA ENVIRONMENT BASIC PLAN

~人と自然が共生できる地球にやさしいまち喜多方~

令和4年3月

喜多方市



目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の見直しにあたって	2
第2節 計画の基本理念	5
第3節 計画の役割	6
第4節 計画の位置付け	7
第5節 環境の範囲	7
第6節 計画の期間	8
第7節 計画の構成	8
第2章 市の環境のすがた	9
第1節 市の概況	10
第2節 生活環境	14
第3節 自然環境	18
第4節 地域環境	23
第5節 地球環境問題	24
第6節 環境教育	27
第3章 市の基本的課題と取組の方向性	29
第1節 本市から見た基本的課題	30
第2節 将来の望ましい環境像	32
第3節 取組の柱	32
第4節 取組の体系	34
第5節 SDGs の位置付け	35
第4章 取組の内容	37
第1節 安全な生活環境の確保	
1 公害等の防止と対応	38
2 生活衛生の向上	40
3 不法投棄の防止	42
4 廃棄物への対策	44
5 放射性物質への対策	46

第2節	自然環境の保全	
1	森林・動植物等の保全	48
2	水資源の保全	50
3	農地の保全	52
4	自然環境の活用	54
5	野生動物との共生	56
第3節	地域環境の保全と創造	
1	文化財の保護・活用	58
2	居住機能の整備	60
3	空き家・空き地の対策	62
4	良好な景観の形成	64
第4節	地球環境の保全	
1	地球温暖化対策	66
2	資源の循環的利用	70
3	その他の地球環境問題対策	72
第5節	環境教育・学習の推進	
1	環境教育・学習の充実	74
2	人材育成と連携	76
3	普及啓発	78
第5章	計画の推進のために	81
第1節	計画の推進	82
第2節	計画の進行管理	83
第6章	資料編	85
資料1	喜多方市環境基本条例	86
資料2	喜多方市環境審議会規則	91
資料3	喜多方市環境基本計画中間見直し策定までの経過	92
資料4	喜多方市環境審議会委員名簿	92

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画の見直しにあたって

1 計画見直しの背景

喜多方市環境基本計画は、市、事業者、市民が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を長期的な視野で総合的かつ計画的に推進するため、2016（平成 28）年 3 月に 2026（令和 8）年度までを期間として策定しました。

本計画は策定から 5 年が経過し、その間、地球温暖化を起因とした気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染、食品ロスなどの地球環境を巡る問題が国際的に大きく取りざたされるようになり「SDGs」や「パリ協定」が採択されました。これに伴い国や各自治体に対しても、SDGs や二酸化炭素排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラル^{※1}、脱炭素社会^{※2}の実現に向けた様々な取組が求められています。

このような中、本市を取り巻く状況の変化や環境問題、社会情勢の変化に応じ、「喜多方市総合計画」と整合性を図り、長期的な視点で本計画を見直すこととしました。

2 計画見直しの視点

地球温暖化を含め新たな環境問題が提起され、環境行政に関する情勢も変化してきたことを踏まえ、次の視点をもとに見直しを行いました。

(1) 気候変動と国際的な動向

ア 気候変動

気候変動は、地球の表面温度が長期的に変動する現象のことで、熱波や猛暑、干ばつ、豪雨などの異常気象を起因として、自然災害の激甚化、海氷の融解による海面上昇、野生生物の生息地や生態系の変化など地球全体に多大な影響を及ぼすことが危惧されています。

イ パリ協定の発効

地球温暖化対策に関する動向としては、2015（平成 27）年 12 月フランスのパリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力を持つ国際的な合意文書である「パリ協定」が採択され、2016（平成 28）年 11 月に発効されました。

パリ協定では、2020（令和 2）年以降の気候変動によるリスクを抑制するために、産業革命前からの世界気温の変化を 2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することを掲げており、そのためには、大気中に排出される温室効果ガス^{※3}を、2050 年には世界全体で実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現が必要であるとされています。日本を含む全ての国において、温室効果ガス排出量削減のための取組を強化することが必要となっています。

※1【カーボンニュートラル】二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロ（中立）にすること。

※2【脱炭素社会】温室効果ガスの排出を減らす努力に加え、排出されたガスを回収し実質ゼロにする社会のこと。

※3【温室効果ガス】大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことで、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などが該当する。

ウ SDG s（持続可能な開発目標）

SDG s（Sustainable Development Goals）は、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げた国際目標です。

この SDG s は、全ての国を対象に、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17 のゴール（目標）とその課題ごとに設定された 169 のターゲット（達成基準）で構成され、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しています。豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を 2030（令和 12）年までに達成することを目指しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 地球温暖化防止に向けた国・県・市の動き

ア 国の動き

日本政府は、地球温暖化防止に向け、2020（令和 2）年 10 月 26 日に、「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

地球温暖化対策推進法では、脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る改正案を 2021（令和 3）年 3 月 2 日に閣議決定しました。同法に基づく政府の地球温暖化対策実行計画では、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量削減目標を、2013（平成 25）年度比で 46%削減すると掲げられました。

気候変動においても、気候変動対応の法的位置付けを明確にして推進するため、2018（平成 30）年 6 月に「気候変動適応法」が成立し、気候変動の緩和と適応に取り組むための枠組が整備され、さらに 2020（令和 2）年 11 月には、衆参両議院で「気候非常事態宣言」が可決されるなど、我が国の二酸化炭素排出量削減に向けた気運が醸成されてきています。

第 1 章 計画の基本的事項

イ 県の動き

本県では、2021（令和 3）年 2 月に、2050 年までに脱炭素社会の実現を目指す「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、同年 12 月には「第五次福島県環境基本計画」の策定を行い、あわせて「福島県地球温暖化対策推進計画」を改定し、県内の二酸化炭素排出量を 2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で 50%削減する目標を設定しました。

ウ 市の動き

本市は、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目指し、2021（令和 3）年 9 月 16 日に会津地域ではじめて「カーボンニュートラル宣言」を行いました。

また、本市は、恵み豊かな喜多方の自然環境を将来の世代に引き継ぐため、2030（令和 12）年度までに、二酸化炭素排出量を 2013（平成 25）年度比で 46%削減することを中期目標に掲げ、市の事務事業に関する地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を 2022（令和 4）年 3 月に策定し、市自ら率先して省エネルギーや再生可能エネルギー^{※1}の導入など積極的に推進することとしました。

【第五次環境基本計画(環境省)】

国の環境基本計画は、社会情勢の変化に対応するために約 6 年ごとに見直しが行われ、1994(平成 6)年 12 月に第一次計画、2000(平成 12)年 12 月に第二次計画、2006(平成 18)年 4 月に第三次計画、2012(平成 24)年 4 月に第四次計画が閣議決定されました。現在の計画は、2018(平成 30)年 4 月に閣議決定された第五次環境基本計画です。

第五次環境基本計画では、SDGs の理念も活用しながら、分野横断的な 6 つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

※1【再生可能エネルギー】資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーのことで、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスがある。

第2節 計画の基本理念

基本理念は、「喜多方市環境基本計画」で目指す基本的な考え方です。本計画の根拠となる喜多方市環境基本条例第3条に掲げる4つの基本理念に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 健全で恵み豊かな環境を確保し、将来の世代に引き継いでいくこと。

私たちは、清浄な空気や水など公害のない健全な環境などが確保され、潤い、安らぎ、ゆとりなど精神的充足を満たすような快適な環境を維持し、子や孫など将来の世代においても、環境の恩恵を享受できるよう引き継いでいくことが必要です。

(2) 生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されること。

私たちは、多様な生態系があることで、自然から様々な恩恵を受けています。生態系が健全に維持されるためには、自然環境の保護あるいは保全のための整備など、環境に負荷をかけない適切な利用を図るとともに、人と自然との豊かなふれあいの確保を図ることが必要です。

(3) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築すること。

私たちは、資源に限りがあることや破壊された地球環境がすぐには戻らないことを深く認識し、社会経済活動による環境への負荷を低減することや、その他の環境の保全に関する行動が、市、事業者、市民の役割分担のもとに、自主的かつ積極的に行われ、将来において地球の資源が永続的に持続できるような環境に配慮した脱炭素社会^{※2}・循環型社会^{※3}を構築していくことが必要です。

(4) 全ての行為が地球全体の環境に関わっていることを認識し、事業活動や日常生活において地球環境保全行動を積極的に推進すること。

私たちは、一人ひとりの生活や社会経済活動に伴う資源、エネルギーの消費が、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、野生生物の減少など地球全体に大きな影響を及ぼしていることを深く認識し、事業活動や日常生活において、地球環境保全への取組を積極的に進めることが必要です。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承できるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全等は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行わなければならない。

3 環境の保全等は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

4 環境の保全等は、人間のあらゆる行為が地域の環境のみならず地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、すべての事業活動及び日常活動において積極的に行わなければならない。

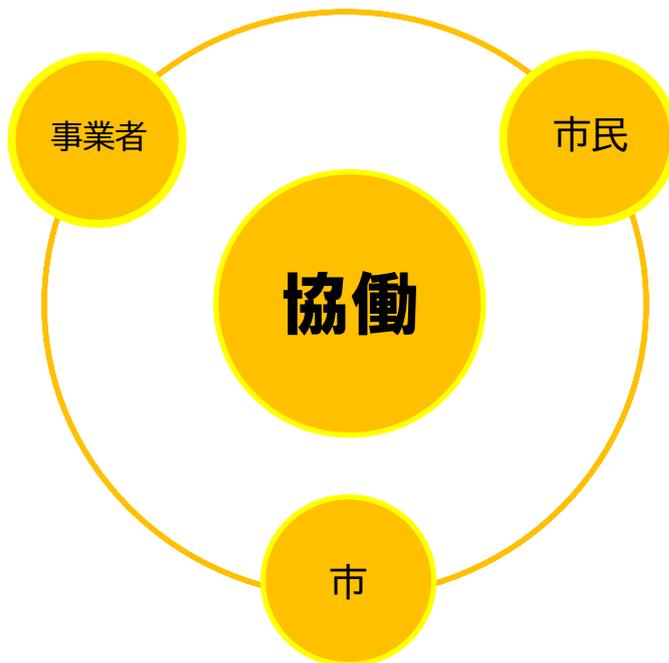
※2【脱炭素社会】再掲 2頁

※3【循環型社会】生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効利用、環境負荷を最小限に抑えた、循環を基調とした社会のこと。

第3節 計画の役割

本計画は、市、事業者※、市民※の役割を明らかにし、各主体の協働のもと、環境の保全等に取り組むための指針となります。

その中で、本計画は計画の実現に向け、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、また第4章においては、事業者や市民に環境に配慮すべき事項をまとめた環境配慮方針を明らかにし、その取組・行動を促進していきます。



※[事業者]

市の区域内において、事業活動を行う者をいう。必ずしも営利目的で事業を営む者に限らず、公益・公共事業を営む者も含まれる。例として、農業、製造業、販売業、サービス業、医療機関、公共機関、NPO 団体、市内で活動を行う様々な団体などが挙げられる。

※[市民]

「市内に住所を有する者」のほか、「滞在する者」、「市内を通過する者」をいう。「滞在する者」は、通勤者、通学者、観光客など、「市内を通過する者」は、鉄道や自動車などの交通機関により市内を通過する旅行者など、事業者以外の者をいう。

【市の役割】

- 良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する。
- 事業者と市民の環境保全への意識の啓発と活動の支援に努める。

【事業者の役割】

- 事業活動によって、人の健康の確保と自然環境の保全のため、その責任と負担において必要な措置を講じる。
- 環境への負荷の少ない事業活動を積極的に推進し、地球環境の保全に努める。

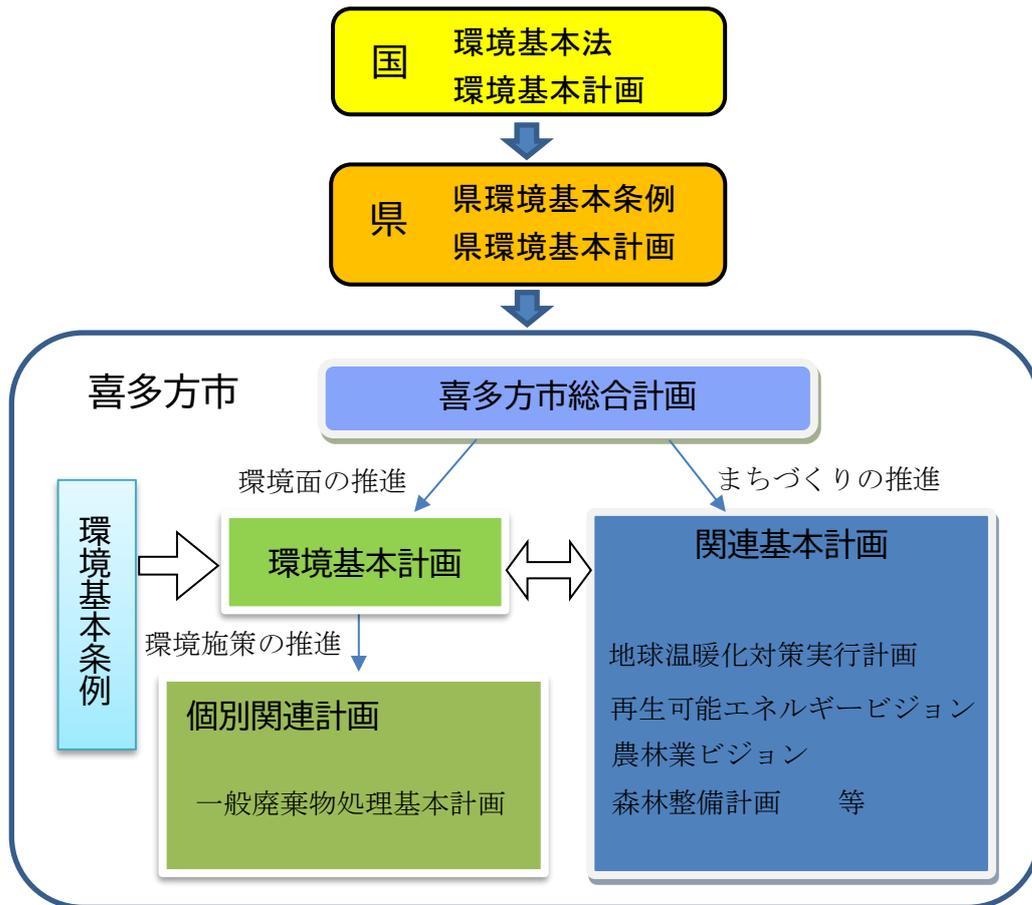
【市民の役割】

- 環境保全に関する意識を高め、常に良好な環境の確保に寄与する。
- 環境への負荷の少ない生活様式を積極的に取り入れ、地球環境の保全に努める。

第4節 計画の位置付け

本市の計画は、喜多方市環境基本条例第8条に基づき策定したもので、環境の保全等に関する施策を総合的・計画的に推進する役割を担い、「喜多方市総合計画」を環境面から推進するもので、環境に関する最上位計画と位置付け、2016（平成28）年3月に策定しました。

本計画では、市の諸計画における環境の保全等に関する目標及び施策の方向性を示し、横断的な連携と整合性を図りながら、市、事業者、市民が本計画の趣旨を共有し、一体となって環境の保全等の取組を進めていきます。



第5節 環境の範囲

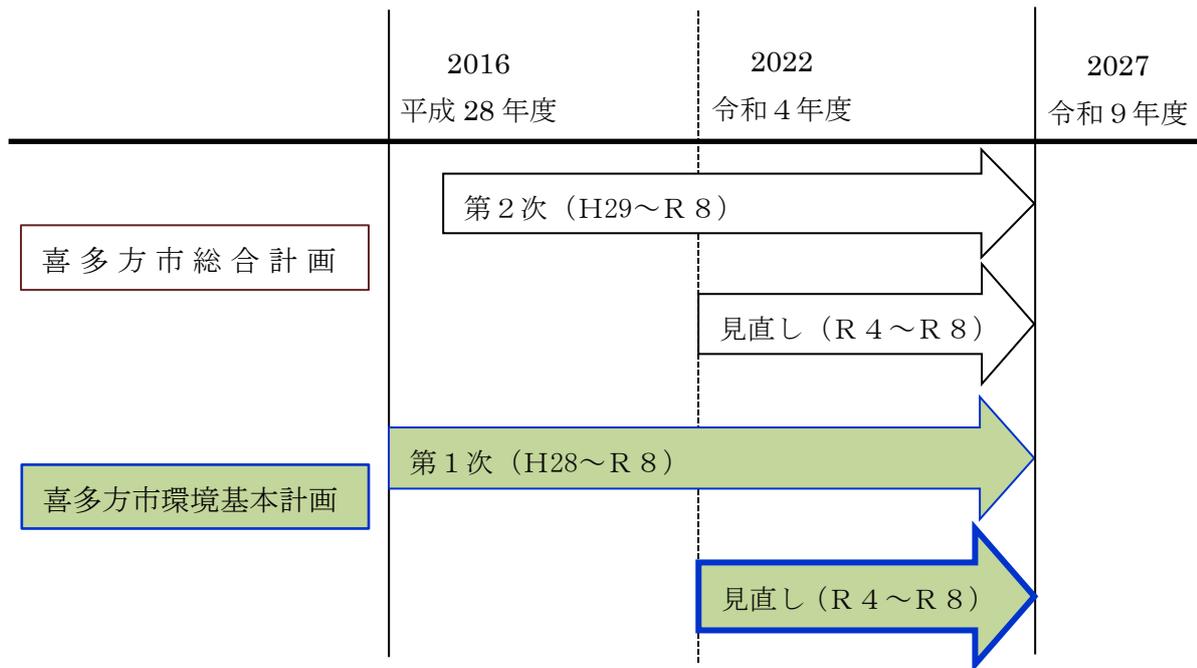
身近な自然や生活環境の問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで総合的に捉え、計画の対象環境分野は、生活環境、自然環境、地域環境、地球環境とします。

- ・生活環境 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、廃棄物、放射性物質など
- ・自然環境 森林、農地、動物、植物、山、川、水辺など
- ・地域環境 景観、公園、緑地、歴史・文化資源、空き家など
- ・地球環境 地球温暖化、気候変動、酸性雨、リサイクル、エネルギーなど

第 1 章 計画の基本的事項

第 6 節 計画の期間

本計画の期間は、将来を長期的に見据えながら、「喜多方市総合計画」の最終年度に合わせ、2016（平成 28）年度から 2026（令和 8）年度までの 11 年間としました。2021（令和 3）年度に中間年度を迎えたことから「喜多方市総合計画」との整合性を図りながら、今後 5 年間の見直しを行い、計画の期間は 2022（令和 4）年度から 2026（令和 8）年度までとします。



第 7 節 計画の構成

第 1 章 計画の基本的事項

策定の視点、計画の目的、その他計画の基本となる事項を示します。

第 2 章 市の環境のすがた

市の概要と環境の現状を示します。

第 3 章 市の基本的課題と取組の方向性

市の基本的課題を踏まえ、本計画が目指す将来の望ましい環境像とその実現に向けた基本目標を示します。

第 4 章 取組の内容

将来の望ましい環境像の実現に向けた施策の具体的な内容を示します。

第 5 章 計画の推進のために

本計画の推進のための体制と進行管理の方法を示します。

第 2 章 市の環境のすがた

第 1 節 市の概況

1 位置・面積・地勢

本市は、福島県の北西部、会津盆地の北に位置し、北は山形県米沢市、同県西置賜郡飯豊町、東は耶麻郡北塩原村、西は同郡西会津町、新潟県東蒲原郡阿賀町、南は会津若松市、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、耶麻郡磐梯町と接し、総面積 554.63 ㎢の広大な市域を有しています。

市域の約 7 割を森林が占めており、市の東部、西部、北部地域を中心に、山林が広がっています。一方、市の南端には、一級河川である阿賀川が流れており、猪苗代湖を源とする一級河川の日橋川や山林地帯からの支流が集まり、只見川と合流し、山間地帯を蛇行しながら、新潟県に向かって流れています。

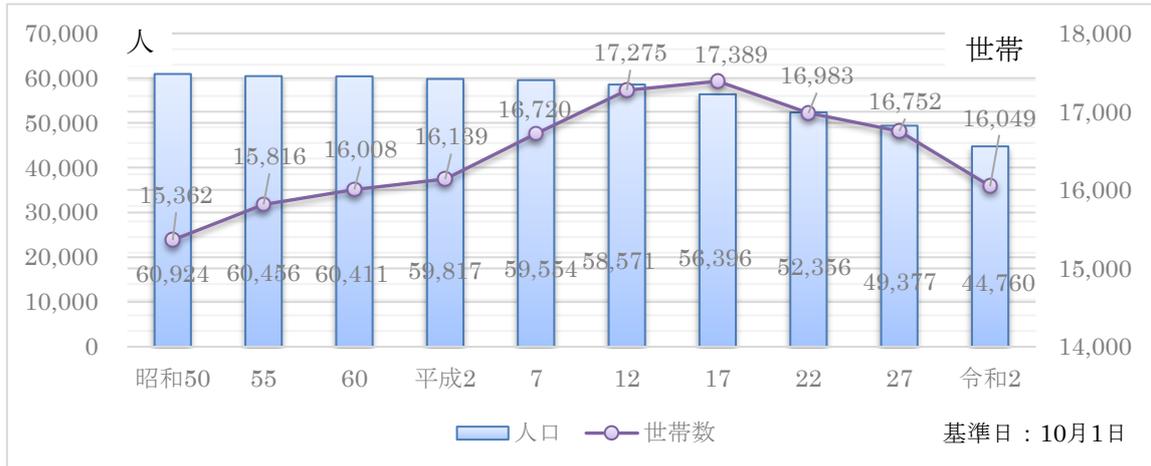


2 人口等

本市の人口は、少子化や人口流出などにより減少傾向が続いており、2015（平成 27）年国勢調査では 49,377 人でしたが、2020（令和 2）年の国勢調査では 44,760 人と、4,617 人・9.4%減少しています。

また、世帯数は、2015（平成 27）年は 16,752 世帯でしたが、2020（令和 2）年の国勢調査では 16,049 世帯と、703 世帯・4.2%減少しています。

【人口と世帯数】



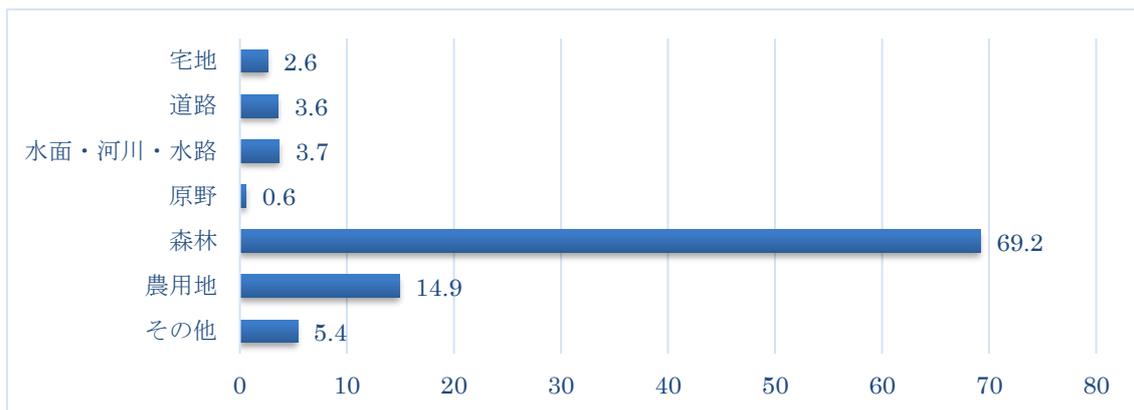
資料：国勢調査

3 土地利用

本市の土地利用の状況は、市国土利用計画の「土地利用に応じた区分」によると、2015（平成 27）年では、地目別では森林が市の面積の 69.2%、次に農用地が 14.9%となっています。

【土地利用の割合】

（単位：%）



資料：喜多方市国土利用計画（2015（平成 27）年）

※「その他」の内訳：官公署用地、教育施設用地、コミュニティ施設用地、公共施設用地

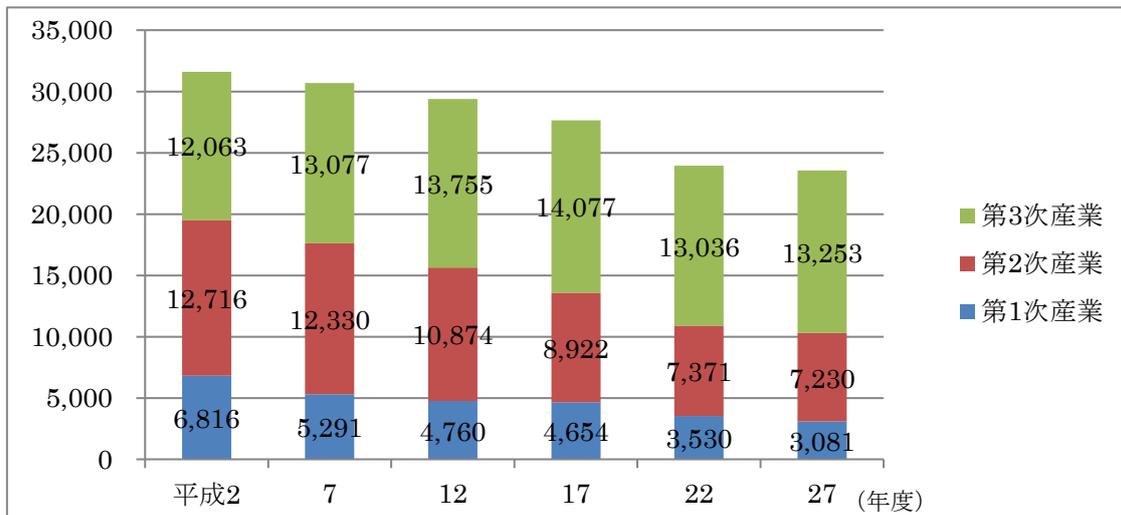
第 2 章 市の環境のすがた

4 産業

本市の産業別従事者数は、総人口の減少を受け就業人口も減少傾向にあります。特に、第1次産業と第2次産業は、就業人口の減少が大きくなっています。

【産業別就業人口】

(単位：人)



資料：国勢調査

5 交通

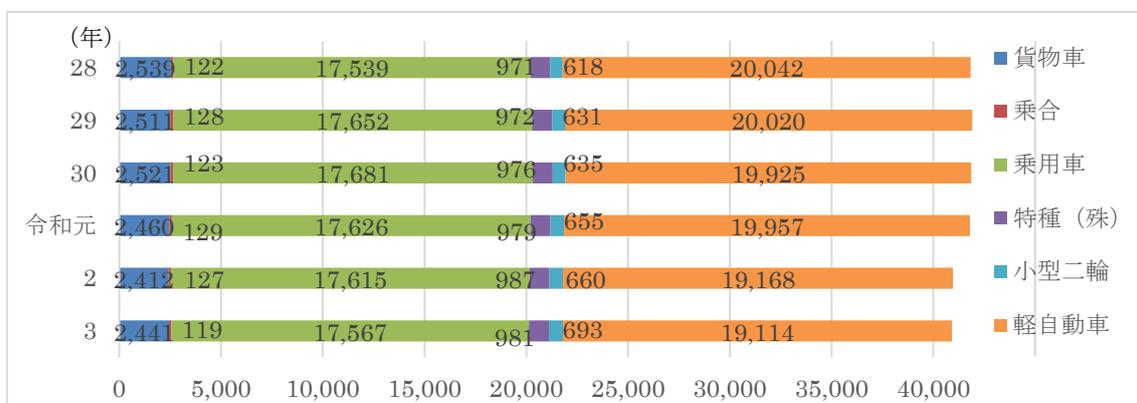
本市の自動車登録台数は、2018（平成 30）年から緩やかな減少傾向にあり、2021（令和 3）年 3 月末現在 40,915 台で、1 人当たり 0.92 台保有している状況にあります。

本市の道路事情は、南北に国道 121 号、東西に国道 459 号が走り、また、会津若松市から市街地南部にかけ、新たに会津縦貫北道路が開通したことにより、会津若松市との移動時間が短縮され、利便性が高まりました。

一方、自動車から排出される排気ガスの二酸化炭素（CO₂）は地球温暖化につながり、一酸化炭素（CO）、炭化水素（HC）、窒素酸化物（NO_x）などは大気汚染につながるため、エコドライブ※¹の実践、電気自動車（EV）や燃料電池車などの排気ガスを排出しない車の利用などにより、市民一人ひとりの環境負荷を低減する取組が求められています。

【自動車登録台数】

(単位：台)



資料：東北運輸局福島運輸支局（市町村別自動車数調）

※一人当たりの保有台数は、同年 4 月 1 日の現住人口

6 エネルギー

近年の地球温暖化が原因と考えられる異常気象による台風や豪雨災害などへの危機意識の高まりから、エネルギーの今後のあり方に対する市民の関心も高まっています。

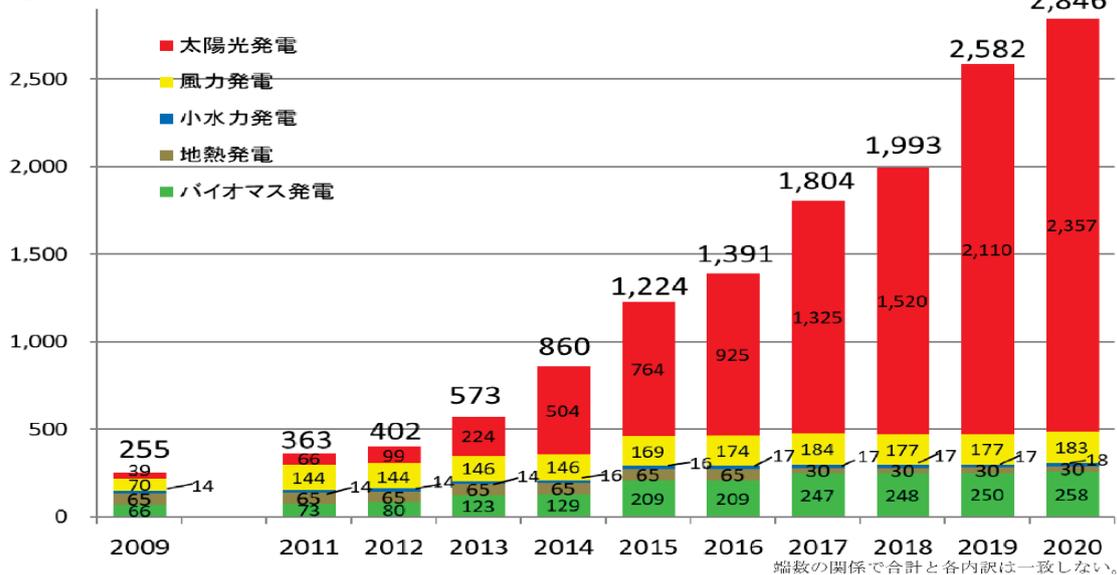
日本は、エネルギーの供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が 8 割以上を占めており、そのほとんどを海外に依存しています。

こうした化石燃料に依存したエネルギーに対し、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった再生可能エネルギー※²は、温室効果ガス※³を排出せず、地域内での生産が可能なることから、持続可能なエネルギー源として期待されています。

エネルギーの安定供給と地域経済循環の向上の観点から、この再生可能エネルギーによる、エネルギー自給率の改善を図っていくことが重要です。

【福島県における再生可能エネルギー種別導入容量実績(大規模水力除く)】

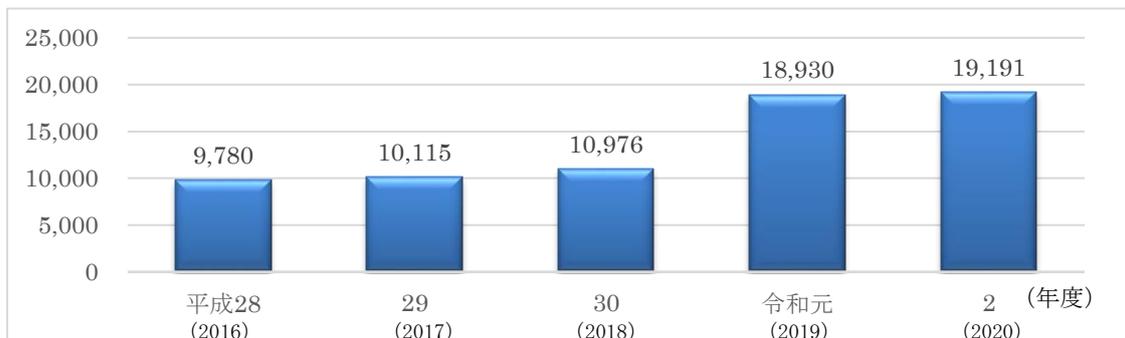
単位：MW (千kW)



資料：福島県「令和 2（2020）年度 福島県内における再生可能エネルギー導入実績」

【喜多方市における再生可能エネルギー導入容量実績(固定価格買取制度)】

(単位：kW)



資料：経済産業省 固定買取価格制度情報公表用ウェブサイト「B表 市町村別認定・導入量」における「新規認定分+移行認定分」

※2 【再生可能エネルギー】再掲 4頁
 ※3 【温室効果ガス】再掲 2頁

第 2 節 生活環境

1 公害

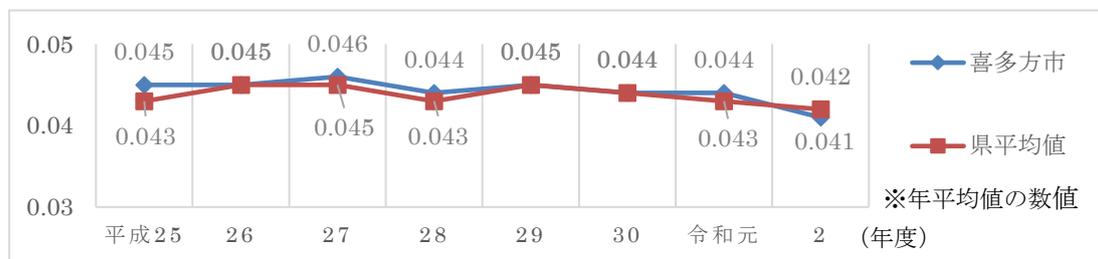
(1) 大気汚染

大気汚染は、工場・事業所からのばい煙や交通量の増大に伴う自動車排気ガスによるものが主な原因になります。

福島県の調査による大気汚染の状況では、光化学スモッグの原因の一つとされる光化学オキシダント※¹ (Ox) 濃度は、2020 (令和 2) 年度の平均値で県が 0.042ppm、本市が 0.041ppm と環境基準※²0.06ppm を下回っていますが、県内全市で一時的に超えている時があるため、環境基準を達成していない状況です。また酸性雨の原因の一つとされる二酸化硫黄※³ (SO₂) 濃度、光化学オキシダントの原因の一つである二酸化窒素※⁴ (NO₂) 濃度については、本市の測定局 (県設置) では測定していませんが、会津若松市の測定局 (県設置) では、ともに環境基準を達成しています。

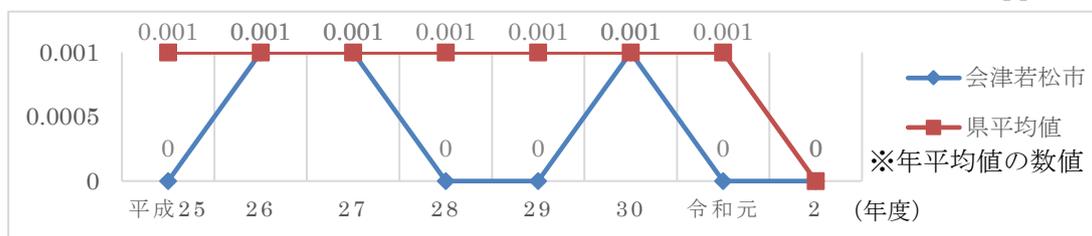
【光化学オキシダント濃度】

(単位：ppm)



【二酸化硫黄濃度】

(単位：ppm)



【二酸化窒素濃度】

(単位：ppm)



資料：福島県環境等測定調査結果 (上記 3 図)

※1 【光化学オキシダント】工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC) などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン (O₃) などの総称で、光化学スモッグの原因となっている物質。

※2 【環境基準】環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。

※3 【二酸化硫黄】化学式SO₂、硫黄や硫黄化合物を燃やすと生じる刺激臭のある無色の気体。硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

※4 【二酸化窒素】化学式NO₂、大気中の窒素酸化物の主要成分。物の燃焼で生じた一酸化窒素が空気中で酸化して生成する。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

(2) 水質汚濁

河川の水質汚濁の主な原因は、家庭からの生活排水や工場排水などです。特に生活排水については、下水道施設等^{※5}整備区域内の未加入者や下水道施設等整備区域外の合併処理浄化槽未設置者から汚水処理されないまま排水されています。

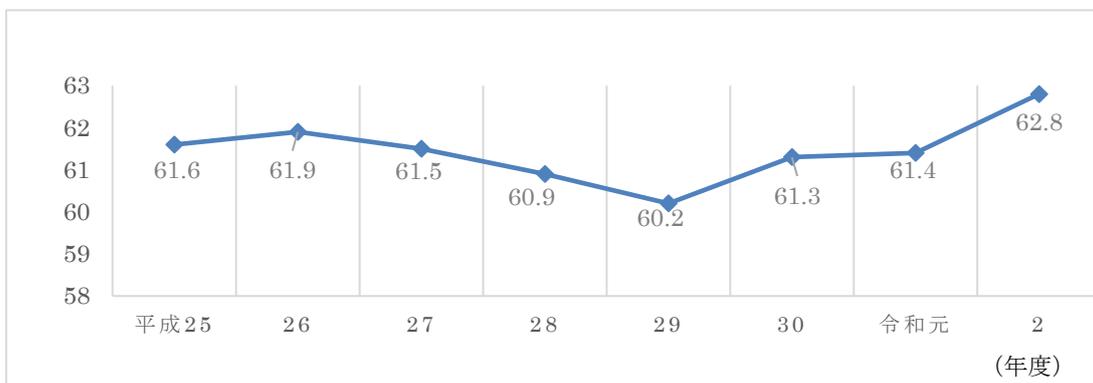
本市における下水道施設等の整備や合併処理浄化槽設置により生活排水を汚水処理できる人口の普及状況を示す指標である汚水処理人口普及率^{※6}は、2020（令和 2）年度末で 62.8%となっています。

2020（令和 2）年度の市内 4 河川の水質は、水質を判定する指標の一つである「生物化学的酸素要求量（BOD）^{※7}」では、日橋川が水質類型で AA 類型の基準である 1 mg/L 以下相当と、特に良好な状態であり、ほか 3 河川も 1.3～1.4 mg/L で、A 類型の基準である 2 mg/L 以下相当と、良好な状態であることが確認されています。

このような中、慶徳町川前地区の阿賀川旧河道については、全国的にも有名な「へら鮒釣り」場として、多くの釣り愛好者に親しまれていましたが、取水口が無く水の流れもないことから、自然による水質浄化能力が低下し、水質の悪化が進んでいます。

【汚水処理人口普及率】

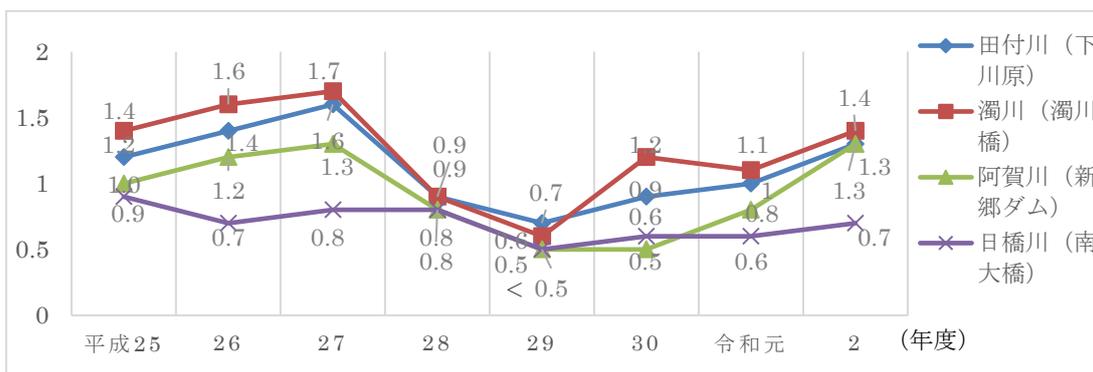
(単位：%)



資料：市下水道課

【生物化学的酸素要求量(BOD)】

(単位：mg/L)



資料：福島県環境等測定調査結果

※5 【下水道施設等】公共下水道や特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設など汚水処理に関する施設をいう。

※6 【汚水処理人口普及率】下水道施設等を利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標のこと。

汚水処理人口普及率 = (下水道施設等の利用人口 + 合併処理浄化槽人口) / 総人口 (住民基本台帳人口)

※7 【生物化学的酸素要求量 (BOD)】、BOD (Biochemical Oxygen Demand) といい、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量であり、河川の汚染度が進むほど、この値が高くなる。

第 2 章 市の環境のすがた

(3) 騒音・振動

騒音の主な原因には、工場・事業所などの固定発生源と自動車などの移動発生源があり、一時的な騒音としては、建設工事に伴うものなどもあります。振動の原因もその多くは、騒音の発生源と同じです。

本市では、道路交通騒音や住宅地の騒音状況を把握するため、2020（令和 2）年度は、市内各道路の自動車騒音常時監視のほか、各 1 地点で環境騒音（住宅地中心）、自動車交通騒音（道路に面した地域）の調査を行っていますが、全地点で環境基準を達成しています。

(4) 悪臭

悪臭は、臭いの感覚には個人差がある点や風向きなどの気象条件に左右されることから、対処の方法が難しい公害とされています。

本市における悪臭の原因は、畜舎や堆肥、工場・事業所からの煙、野焼き※¹の煙などによるものがあり、必要に応じて、発生者に対する是正指導を行っています。

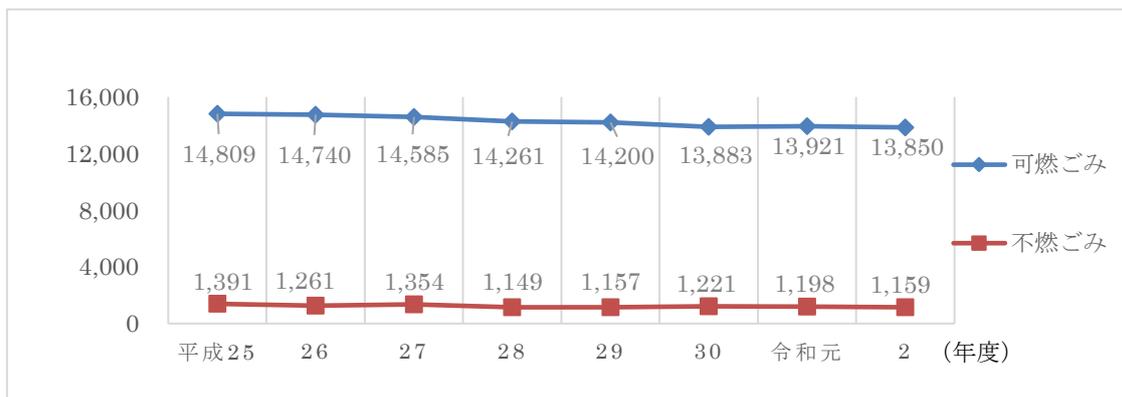
2 廃棄物

本市の豊かな自然や限りある資源を未来の世代に引き継いでいくためには、これまでの大量の廃棄物を発生させる社会経済システムや生活様式を見直し、環境への負荷の少ない資源循環型社会を構築していく必要があります。

本市では「喜多方市一般廃棄物※²処理基本計画」を策定し、廃棄物の減量化、資源化、有効利用の推進と収集・運搬・処理処分の効率化に取り組んできました。

廃棄物では、市内の可燃及び不燃ごみの排出量は横ばい傾向にあります。市収集業務による資源物の収集量については、古紙が減少傾向で、その他資源物は横ばいの傾向にあります。

【可燃及び不燃ごみ排出量】 (単位：t)



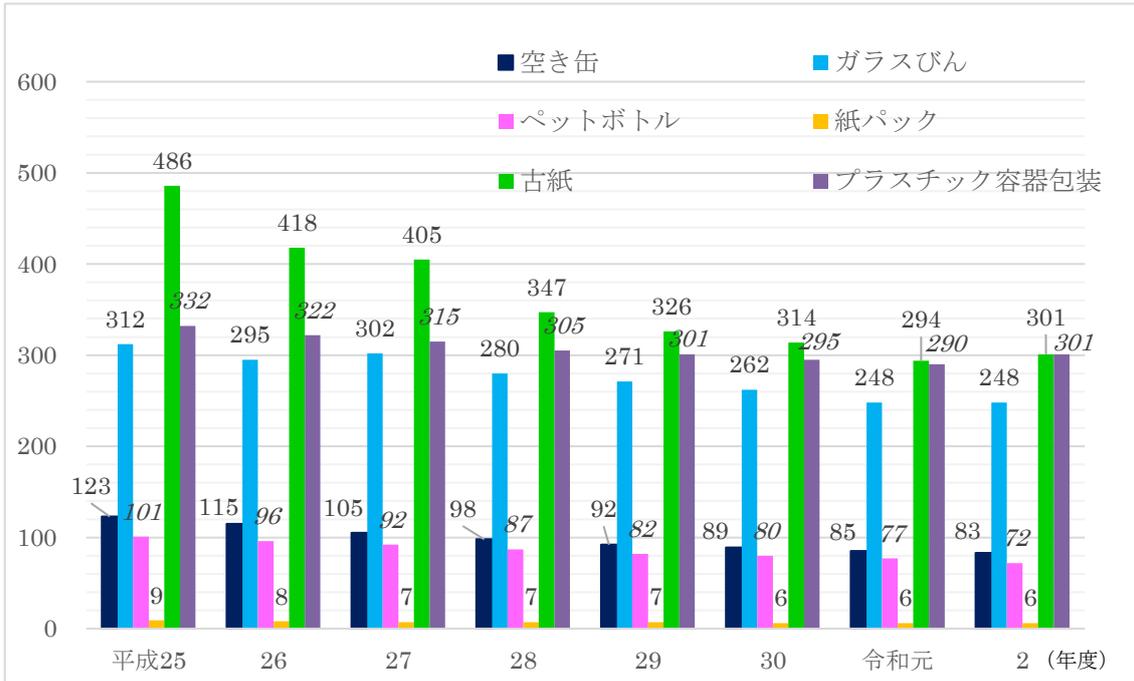
※環境センター山都工場の実績

※1【野焼き】適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを「野焼き」といい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除き禁止されている。一部の例外とは、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものとして政令で定められているもの（森林病虫害等防除法に基づく駆除命令による焼却、宗教上の行事で必要などと焼きなど）をいう。

※2【一般廃棄物】産業廃棄物以外のごみ、主に家庭から排出される廃棄物を「一般廃棄物」という。

【市収集業務による資源物収集量】

(単位：t)



※収集業務委託の回収実績

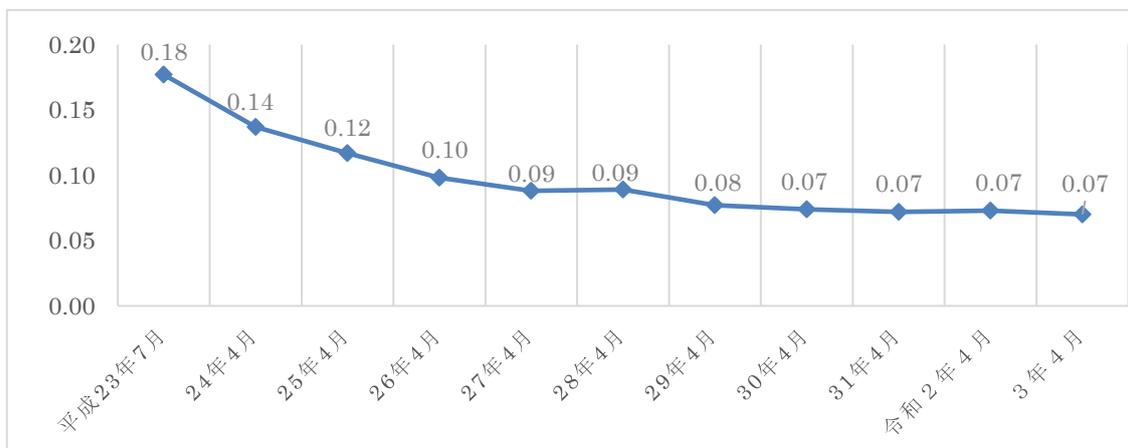
3 放射性物質

放射性物質^{※3}は、2011（平成 23）年に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により福島県内をはじめ広範囲に飛散しました。

本市の平均空間線量率は、時間の経過とともに減少しつつあり、2021（令和 3）年 4 月現在、毎時 0.07 マイクロシーベルトとなっています。これは、追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトを空間線量率に換算したもので、国が示す放射線低減化の基準値である毎時 0.23 マイクロシーベルトを大きく下回っています。

【市内の平均空間線量率】

(単位：μSv/h)



※喜多方市内施設、公園、学校等 244 施設の平均空間線量率

※3【放射性物質】放射線を出す能力（放射能）を持つ物質のこと。原子炉の核燃料や医療分野の放射線療法などに利用される。また、核爆発や原子力発電所の事故などで放出された場合、外部被曝や内部被曝により人体に悪影響を与えるおそれがある。

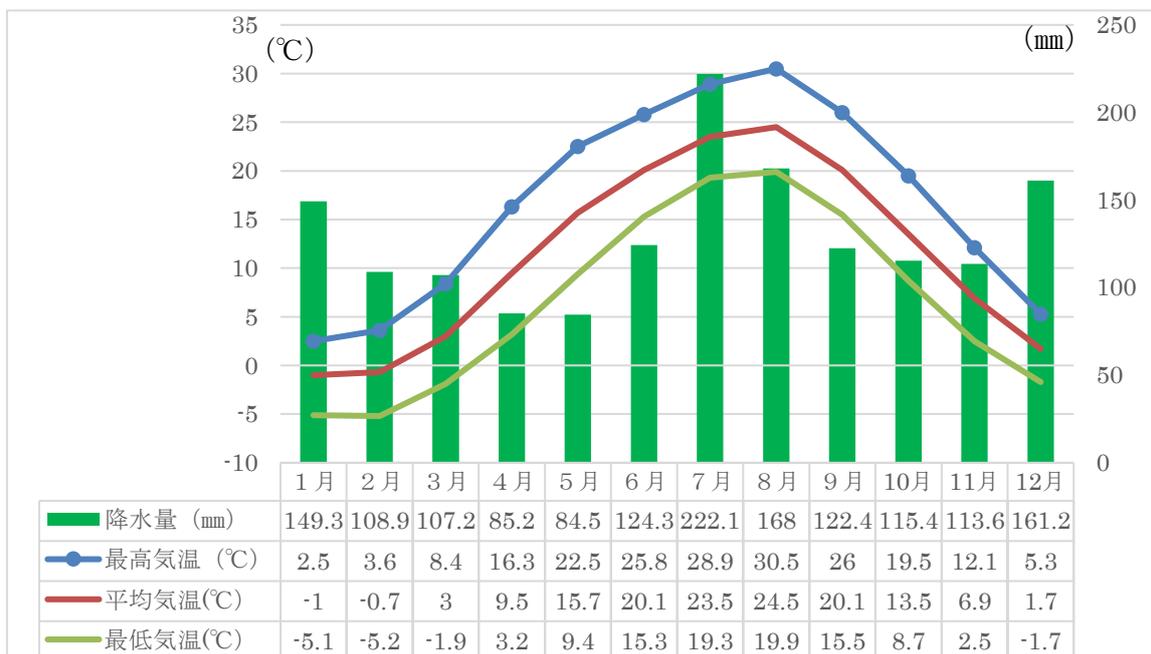
第 3 節 自然環境

1 気象

本市の気候は、日本海側気候に属し、また盆地特有の内陸性気候の特徴を有しています。過去 30 年間統計による平均気温は 11.4℃、平均降水量は 1,562mm となっており、最高気温の月別平均が最も高いのは 8 月で 30.5℃、最低気温の月別平均が最も低いのは 2 月で氷点下 5.2℃となっています。

また、冬期間の積雪は平均 1～2 m、多いところでは 3 m に及ぶことから、豪雪地帯対策特別措置法に基づき喜多方、塩川地区が豪雪地帯に、熱塩加納、山都、高郷地区が特別豪雪地帯に指定されています。

【月別の平均気温、平均降水量、雨温図】



資料：気象庁「過去の気象データ（統計期間：1991（平成3）年～2020（令和2）年）」

2 森林

本市は、市域の約 7 割が森林であり、そのうちの約 7 割が天然林となっています。森林は、水源のかん養^{*1}、大気の浄化、災害の防止、生態系の保全などの多面的機能^{*2}により、私たちに直接・間接的に恩恵を与えています。

近年、市内の森林面積はほとんど変化していませんが、木材価格の低迷による経営意欲の低下や林業従事者の減少などにより適切な管理が困難な状況がみられます。加えてマツクイムシやカシノナガキクイムシなどの害虫による朽ち枯れ被害が目立つようになるなど森林環境や景観が損なわれていくことが懸念されています。

^{*1} 【水源のかん養】 森林や農地がもつ水を貯水、調整する機能のこと。雨水が地表面を急速に流れてしまうのでなく、地下に大量の水を浸透させ、これを徐々に継続的に流す天然のダムのような機能をさす。

^{*2} 【多面的機能】 木材の生産機能のほか、水源のかん養、災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、生態系の保全など生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供、芸術・創造の場など保健文化機能などの多面にわたる機能のこと。

【市内森林面積及び森林割合】

(単位：ha)

年度	総面積	森林面積			
		国有林	公有林	私有林	合計
平成 25	55,467	14,361	2,069	21,988	38,418
26	55,463	14,361	2,069	21,988	38,418
27	55,463	14,356	2,028	22,007	38,391
28	55,463	14,356	2,124	21,911	38,391
29	55,463	14,356	2,124	21,911	38,391
30	55,463	14,356	2,124	21,911	38,391
令和元	55,463	14,356	2,124	21,911	38,391
森林割合					69%

資料：福島県森林・林業統計書

3 農地

農業は、食料を生産・供給するだけでなく、その営みを通じて国土の保全、水源のかん養、美しく安らぎを与える景観の形成、生物多様性の保全などといった多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

こうした重要な役割を担う農業の基盤となる農地は、本市の市域面積の約 15%を占め、その約 80%は水田であり、稲作を中心とした農業が営まれています。

しかし近年、農業従事者の減少や高齢化などにより、中山間地域^{※3}を中心に耕作放棄地^{※4}が増加傾向にあり、農地・農道・水路などの適切な保全管理が困難になっております。

【耕作放棄地面積】

(単位：ha)



資料：農林業センサス

※3 【中山間地域】 農林統計における地域区分の一つ。一般的には、「平野の周辺部から山間部に至る、まとまった平坦な耕作地が少ない地域」とされている。国土面積の73%が中山間地域とされる。

※4 【耕作放棄地】 農林水産省の統計調査における区分であり、以前耕地であったもので、農作物が1年以上作付けされず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地（田畑、果樹園）のこと。

第 2 章 市の環境のすがた

4 水資源

本市の豊かな森林は豊富な水資源を育み、私たちの生活に様々な恩恵を与えています。主に北から流れる田付川、押切川、濁川、一ノ戸川などの水系と、南から流れる阿賀川や只見川の水系を有しています。特に飯森山からの水系は、日中ダムに貯水され、飲料水や農業用水に利用されています。

また、自然湧水や地下水も豊富であり、昔から生活用水や醸造業などに利用されてきました。

しかし、近年は、市街地での湧水の枯渇や地下水位の低下が顕在化しており、水資源の減少が懸念されています。

■河川一覧			■名水一覧	
河川名	種別	指定年	名水名	地区名
阿賀川	1 級	1966 (昭和 41) 年	雄国の力清水	喜多方地区
只見川	1 級	1966 (昭和 41) 年	関柴の大仏清水	喜多方地区
一ノ戸川	1 級	1966 (昭和 41) 年	楚々木の愛宕清水	喜多方地区
宮古川	1 級	1966 (昭和 41) 年	<small>つがみね</small> 梅峰の渓流水	熱塩加納地区
五枚沢川	1 級	1966 (昭和 41) 年	飯森沢の渓流水	熱塩加納地区
早稲谷川	1 級	1966 (昭和 41) 年	米岡の一盃清水	熱塩加納地区
原川	1 級	1966 (昭和 41) 年	三ノ倉の清水	熱塩加納地区
濁川	1 級	1966 (昭和 41) 年	日中の不動滝水	熱塩加納地区
押切川	1 級	1966 (昭和 41) 年	黒岩のハッケ森沢渓流水	熱塩加納地区
野辺沢川	1 級	1966 (昭和 41) 年	雄国の三沢入秘水	塩川地区
田付川	1 級	1966 (昭和 41) 年	相川の鉦泉水	山都地区
応名川	1 級	1966 (昭和 41) 年	蓬萊の不動清水	山都地区
日橋川	1 級	1966 (昭和 41) 年	宮古の夢見乃水	山都地区
大塩川	1 級	1966 (昭和 41) 年	一ノ戸川の源流水	山都地区
姥堂川	1 級	1966 (昭和 41) 年	小野小町の化粧清水	高郷地区
境見川	1 級	1966 (昭和 41) 年	塔ノ窪の水	高郷地区
三の森川	1 級	1967 (昭和 42) 年	玄山道分岐の水	飯豊山
本川	1 級	1968 (昭和 43) 年	飯豊本山の水	飯豊山
深山川	1 級	1973 (昭和 48) 年	切合小屋の水	飯豊山
大深沢川	1 級	1973 (昭和 48) 年	小白布の水	飯豊山
小檜沢川	1 級	1975 (昭和 50) 年		
下小檜沢川	1 級	1993 (平成 5) 年		

※名水は、市内各地に存在する湧水などのことで、全てが飲用に適している水という意味ではありません。

5 自然公園等

本市には、自然公園法に基づく自然公園があります。国立公園として、本市の山都地区の一部が磐梯朝日国立公園の「飯豊地域」に、喜多方・塩川地区の一部が「磐梯吾妻・猪苗代地域」に指定されています。

また、2021（令和3）年10月、本市高郷町の荻野漕艇場から西会津町に至る阿賀川流域一帯を含む、会津の6市町にまたがる只見柳津県立自然公園が、越後三山只見国定公園へ編入されるとともに、本市高郷町西羽賀地区の只見川上流から荻野漕艇場に至る只見川・阿賀川の河川区域の一部が新たに、国定公園として指定されました。

ほかにも、福島県自然環境保全条例に基づき、熱塩加納地区の^{つがみね}梅峰が「自然環境保全地域」^{※1}に、山都地区の^{どうみねやま}堂峰山が「緑地環境保全地域」^{※2}に指定され、地域内における各種規制や必要な整備を行うことで優れた自然環境が保全されています。

公園名	地域名	地区名	指定年月日	公園面積 (ha)	市指定面積 (ha)
磐梯朝日国立公園	飯豊地域	山都地区	1950（昭和25）年 9月5日	41,550	3,450
	磐梯吾妻・猪苗代地域	喜多方地区 塩川地区	1950（昭和25）年 9月5日	68,215	1,600
越後三山只見国定公園	只見川・阿賀川地域	高郷地区	1973（昭和48）年 5月15日 2021（令和3）年 10月29日（編入）	50,431 (福島県区域)	361

福島県の環境保全に係る指定地域名	指定年月日	面積 (ha)	保全対象
梅峰自然環境保全地域	1979（昭和54）年 8月3日	35.70	オオシラビソの天然林
堂峰山緑地環境保全地域	1983（昭和58）年 6月3日	6.94	アカマツ、コナラ等の樹林地

資料：福島県自然保護課

6 動植物

(1) 植物

本市における森林の植生はブナ帯で、その大部分がブナなどの極相林^{※3}であり、局部的にはミズナラ、ホオノキ、トチノキ、コナラなどの落葉広葉樹と、スギ、サワラ、アカマツ、ヒバなどの針葉樹が混生しています。

積雪が多い飯豊連峰は、偽高山帯と呼ばれ亜高山帯の針葉樹林が形成

されず落葉広葉樹が森林限界まで続いており、その稜線には、多種多様な高山植物、特に



磐梯朝日国立公園に指定されている
山都地区（飯豊連峰）

※1【自然環境保全地域】福島県自然環境保全条例に基づき、知事が指定した地域。特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点からも価値の高い優れた自然の保全を図るために指定している。

※2【緑地環境保全地域】福島県自然環境保全条例に基づき、知事が指定した地域。良好な生活環境を保全するために、市街地又は集落地周辺等の樹木地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で良好な自然環境を形成している地域を指定している。

※3【極相林】森林の樹木群集がほとんど陰樹で構成されるようになり、それ以降樹種の構成がさほど変化しない状態になったことを「極相に達した」といい、この極相に達した森林を極相林という。

第 2 章 市の環境のすがた

固有種のイデリンドウや分布限界種のみヤマウスユキソウなどが自生しています。

ほかにも、飯豊山系に分布する天然スギの「飯豊スギ」や、林野庁の森の巨人たち百選にも選ばれた「杓子ヶ入^{しやくしがいり}メグスリノキ」などがあり、さらに北国に代表されるヒメサユリ、カタクリ、フクジュソウなどが自生している地域があります。

イデリンドウ



ヒメサユリ



(2) 動物

本市には、国の特別天然記念物であるニホンカモシカや、絶滅危惧^{※1} I 類に指定されているクマタカなど希少な野生動物が生息しています。

また、清水が湧く池や清流にはイトヨやホタル、山間部の湿地などではモリアオガエルや準絶滅危惧類に指定されるメダカ、トウホクサンショウウオが、山間部の一部では、全国的にも個体数が減少しているギフチョウやキマダラルリツバメなどが生息しています。

しかし、原野や湿地、湖沼、雑木林など生息地の荒廃や減少、生活排水による水質汚濁、河川改修事業などによる生息環境の変化、さらには本来生息していなかった外来種^{※2}の侵入などにより、既存の生態系への影響が懸念されており、乱獲によるチョウの個体数減少なども懸念されています。

一方で、農村地域を中心に、ツキノワグマやニホンザル、イノシシ、ニホンジカなどの野生動物による農林産物の被害や人的被害も発生するなど対策が求められています。

イトヨ



キマダラルリツバメ



※1【絶滅危惧】絶滅の恐れのある種のこと。レッドリストやレッドデータブックで、生物の種を絶滅の危険性の高さによって分類したカテゴリー項目のグループ。レッドカテゴリーは「絶滅」「野生絶滅」「絶滅危惧 I 類」「絶滅危惧 II 類」「準絶滅危惧」の順となっている。

※2【外来種】今まで生息していなかった地域に、人間によって持ち込まれ、そこに定着して自然繁殖するようになった生きもののこと。

第 4 節 地域環境

1 歴史・文化

本市は、古来より信仰の深い地域であり、新宮熊野神社長床をはじめとした歴史的な史跡や建造物などが市内に数多く残っています。

2021（令和 3）年 12 月現在、国指定文化財 9 件、国選定重要伝統的建造物群保存地区^{※3} 1 件、県指定文化財 37 件、市指定文化財 99 件、国登録有形文化財 52 件、特別天然記念物 1 件が指定・選定されています。

2 緑地公園等

本市の都市公園・緑地などは 24 カ所、31.38ha が都市計画決定され、押切川公園をはじめ、花しょうぶや桜の名所である御殿場公園などがあり、スポーツ・レクリエーションや憩いの場の拠点として市民に利用されています。

3 景観

飯豊連峰に代表される豊かな自然と会津盆地の美しい田園風景とともに、歴史ある寺社仏閣や市内に点在する蔵など、そのまち並みに象徴される歴史的資源が本市の景観を形成してきました。

本市では、これらの景観を保全・継承するとともに、良好な景観の形成を図るため、喜多方市景観条例に基づき大規模行為^{※4}を制限する一方で、景観形成住民団体^{※5}として認定した地域の住民が行う勉強会やまち並み景観の整備に対して支援を行うなど、市民と連携しながら景観づくりの活動を推進しています。

4 空き家

近年、少子・高齢化による人口減少社会の到来、産業構造の変化などにより、空き家^{※6}が増加傾向にあります。

2018（平成30）年度に総務省で実施した住宅・土地統計調査では、賃貸等を除いた空き家の総数は2,640戸、空き家率は13.1%となっています。

空き家は老朽化すると、倒壊の危険性が増すとともに、治安や景観の悪化などを招き、周辺環境に少なからず影響をもたらすことが危惧されています。

※3【重要伝統的建造物群保存地区】文化財保護法に規定する文化財種別の1つ。全国各地に残る集落やまち並みのうち、特に価値が高いものとして国が選定したもの。

※4【大規模行為】大規模な建築物の新築や土地の造成など、地域の景観形成に大きな影響を及ぼすおそれがある行為のこと。（景観法第16条第1項により規定）

※5【景観形成住民団体】喜多方市景観条例に基づき、まちづくりの推進を図る活動を目的として設立され、良好な景観形成の促進のための活動を行う団体を、認定基準に照らして市長が認定するもの。

※6【空き家】市内に所在する建物その他工作物（既に倒壊したものを含む。）で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。

第 5 節 地球環境問題

1 地球温暖化

温室効果ガス※¹濃度の上昇が引き起こす地球温暖化は、最も深刻な地球環境問題です。すでに、人間活動により世界の平均地上気温は、1880（明治 13）年から 2012（平成 24）年の期間に 0.85℃上昇していると言われています。

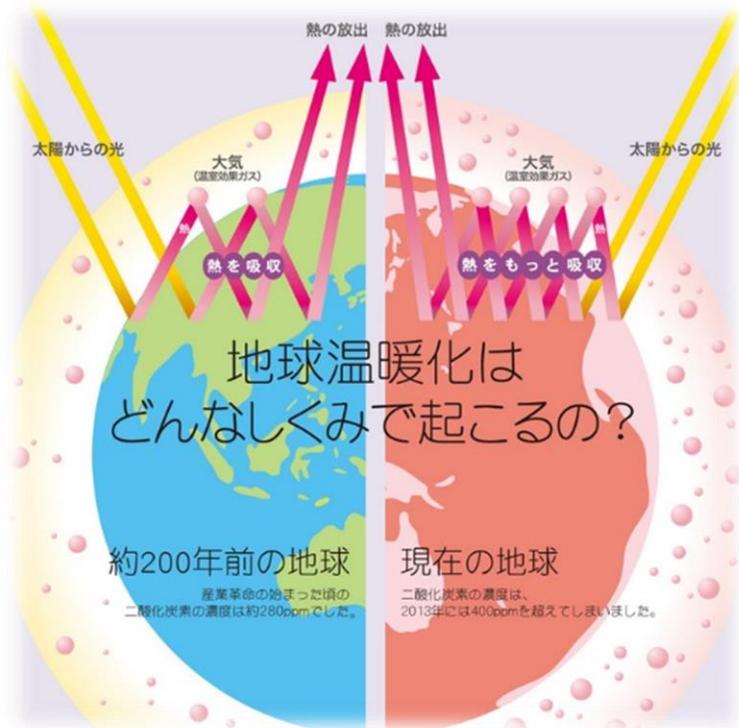
地球規模で熱波、大雨、干ばつなどにとどまらず、氷河や北極圏の海氷の融解、洪水、海洋酸性化、熱帯低気圧の強大化などの気候変動の影響が認められています。

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）※²の第 6 次評価報告書によると、このまま有効な温暖化対策をしなければ、2100 年には産業革命前に比べて 3.3～5.7℃も上昇してしまうことになります。

地球温暖化の主な要因は、温室効果ガス濃度の上昇です。この温室効果ガスの大部分を占めるのが二酸化炭素であり、地球温暖化を抑えるためには、この二酸化炭素排出量を削減することが世界の大きな課題となっており、パリ協定の中では、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より十分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的とし、また、2050 年までに温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとるカーボンニュートラル※³を実現することが目標として設定されました。このカーボンニュートラル実現のために、世界各国が二酸化炭素排出量削減の取組を進めています。

日本の二酸化炭素排出量の約 2 割は、家庭での照明や家電製品、自動車、給湯、暖房などの日常生活から排出されています。

私たち市民一人ひとりが二酸化炭素の排出量を減らすため、節電やエコドライブなど省エネルギーへの取組、太陽光発電などほとんど二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの利用、ごみの削減など、家庭でもできる行動を将来にわたって実践していくことが必要です。



出典：国立環境研究所及び JCCCA ウェブサイト

※1 【温室効果ガス】再掲 2頁

※2 【I P C C（気候変動に関する政府間パネル）】「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略。国連と世界気象機関(WMO)により1988年に設立された組織で、各国の政府から推薦された科学者が参加し、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、報告書にまとめている。

※3 【カーボンニュートラル】再掲 2頁

2 その他の地球環境問題

(1) オゾン層の破壊

上空 15～20km の成層圏内の比較的下部にあるオゾン層は、有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守る大切な役割を担っていますが、自動車や空調機器などの冷媒、スプレー缶などに使われたフロン物質が原因で破壊され、吸収されなかった有害な紫外線が地表に到達することにより、人体への悪影響が懸念されています。

現在、オゾン層の回復に向け、全世界でフロンの使用・製造の禁止や回収の義務化などの取組が進んでいます。

(2) 酸性雨

酸性雨は、化石燃料の燃焼や金属精錬などにより放出される硫黄酸化物 (SOx) や窒素酸化物 (NOx) などが、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象です。河川や湖沼、土壌が酸性化し、建造物や文化財、森林などにも悪影響が及びます。東北 6 県の都市で構成されている東北都市環境問題対策協議会では、長期的視野で酸性の度合いを把握するため、雪を利用して酸性雨の調査を毎年行っています。

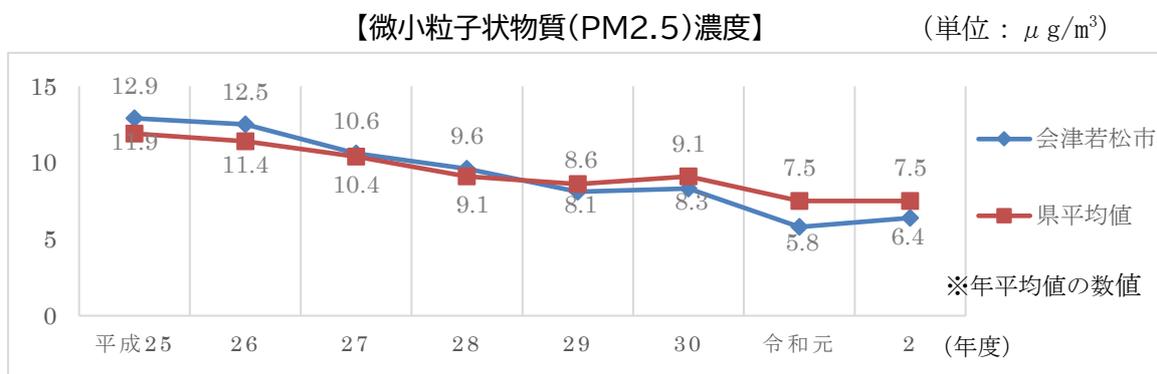
本市では、2020 (令和 2) 年度の水素イオン濃度指数 (pH 値) が 4.9～5.9 と酸性を示していますが、現在のところ被害は報告されていません。

※酸性雨の目安：一般的に pH 値が 5.6 以下であるとき、酸性雨と呼ばれる。

(3) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊している小さな粒子のうち、粒子径がおおむね 2.5 μm (マイクロメートル：マイクロは 100 万分の 1) 以下のものです。微小粒子状物質 (PM2.5) は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器や循環器系への影響が心配されています。

本市では微小粒子状物質 (PM2.5) の状況を測定していませんが、会津若松市の測定局 (県設置) では、環境基準を達成しています。



資料：福島県大気汚染測定結果

※微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準：1 年平均値が 15 μg/m³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m³ 以下であること。

第 2 章 市の環境のすがた

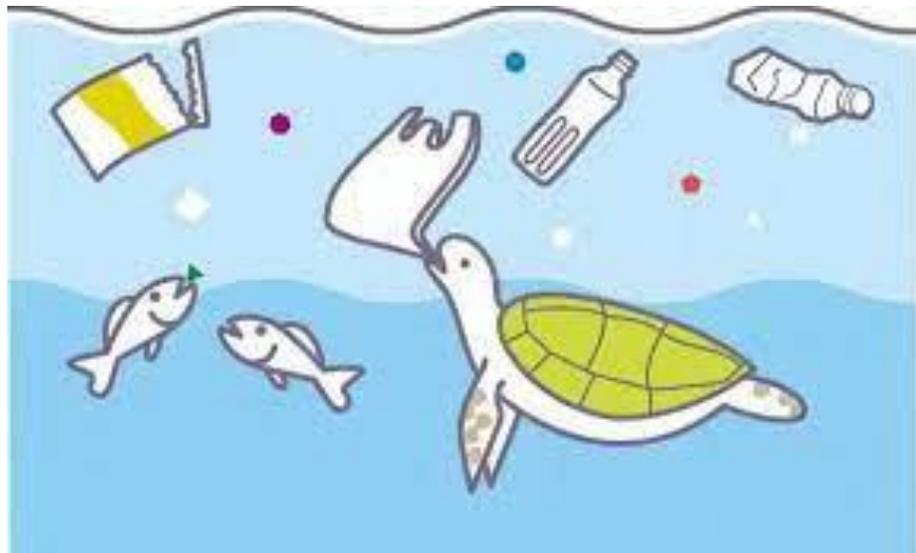
(4) 海洋プラスチックごみ問題

普段私たちが使っているペットボトルやプラスチック容器などによるプラスチック製のごみは、生態系や私たちの生活に悪影響を及ぼす海洋プラスチックごみとして、海を汚染するだけでなく、そこに住む生き物にも影響を与えています。

不法投棄やポイ捨てなどにより捨てられたペットボトルやビニール袋などのプラスチックごみが、風や雨で川に流され、海へと流れていきます。

海を漂流するプラスチックは、自然分解されずに細かな粒子のマイクロプラスチック（直径5mm以下の小さなプラスチック）となります。それを飲み込んだ魚や貝などの海洋生物の体内で消化されずに蓄積されるため、食べ物として口にする私たちの体内にも、マイクロプラスチックが入り込む可能性があります。

海に流出するプラスチックごみの量は世界中で年間800万トン以上と試算されており、2050年には魚よりプラスチックごみの重量が多い海になることが予測されています。



第 6 節 環境教育

1 環境教育・学習

環境保全に取り組むには、一人ひとりの環境に対する高い意識の形成が重要です。

環境教育・学習は、環境に対する意識の向上を図り、環境に配慮した活動に自主的、積極的に取り組むための人材を育成する上で、重要な役割を果たしています。

本市の小中学校では、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じて、環境や地球温暖化に関する学習の機会をつくり、意識の向上を図っています。

また、成人を対象とする生涯学習講座では、環境や自然をテーマとした講座を開設したり、図書館や公民館には環境に関する様々な書籍や資料が所蔵されており、広く市民が環境について学ぶ機会や場を提供しています。

2 環境保全活動

本市の環境を保全するためには、行政だけでなく、事業者や市民による自主的かつ継続的な活動が必要です。

市内小中学校では、SDGs^{※1}に関する学習を行っているほか、福島県などが主催している地球温暖化防止のための福島議定書^{※2}事業に参加するなど、二酸化炭素排出量削減目標を定め、エコ^{※3}活動に取り組んでいます。

また、市内では、行政区や市民団体による環境美化活動や緑化活動、ホテルの保護活動などの環境保全活動のほか、SDGs の理念を掲げ取り組む企業も見られ、市民の身近な自然や環境の保全に対する意識の向上へとつながっています。

高郷中学校の生徒による植樹の様子(令和3年10月開催 育樹祭)



※1【SDGs】3頁 本文参照

※2【福島議定書】二酸化炭素排出量等の削減目標を定め、目標達成に向けて、節電、節水、ごみ減量化などに取り組むことを、福島県知事と約束を交わす事業のこと。議定書に参加した団体のうち、優秀な団体を表彰している。

※3【エコ】エコとは、エコロジー (ecology) という言葉の略。もともとは「生態学」という意味で、自然環境を保護し、人間の生活との共存を目指すという考え方から、一般的に「環境に良い」という意味で使われている。

第 3 章 市の基本的課題と 取組の方向性

第 1 節 本市から見た基本的課題

1 ごみの減量化

本市の家庭から排出される可燃及び不燃ごみは、環境センター山都工場に搬入され、焼却もしくは、破碎処理した後に分別してリサイクルできないものは、最終処分場に埋め立てています。現在、ごみを焼却・破碎処理している山都工場は老朽化し、最終処分場もあと数年で埋め立てる場所がなくなることから、ごみの量を減らし、最終処分場の延命化を図る必要があります。また、資源の過剰消費やごみの排出によって生じる環境負荷は、私たちの生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく、将来世代に負の遺産を残すこととなります。私たちの社会を持続可能なものとして資源を有効活用し、廃棄物をできるだけ少なくする循環型社会^{※1}を実現していくため、市民一人ひとりが 3 R^{※2}を意識し、ごみの減量化につなげる必要があります。

2 豊かな自然と生物の多様性の保全

森林は、水源のかん養^{※3}や国土の保全、生物の多様性^{※4}の保全、地球温暖化防止、教育の場の提供のほか、木材の生産機能など多面的な機能を持ち、私たちは、この森林から様々な恩恵を受けています。しかしながら本市では、木材価格の低迷による経営意欲の低下や林業従事者が減少し、植栽・保育・間伐等の森林整備が十分に行われていない状況にあり、加えてマツクイムシやカシノナガクイムシなどの害虫による立木の朽ち枯れが目立ち、森林環境や景観が損なわれつつあり、森林が持つ水源かん養機能の低下や生物の生態系に大きな影響を与える恐れがあります。また、山間の道路周辺では、ポイ捨て・不法投棄や貴重な植物の違法な採取が見られ、今後、森林の適正な管理や不法投棄防止、さらに積極的な自然保全活動を行いながら、豊かな自然と生物の多様性の保全を図る必要があります。

3 水資源の保全

本市は、北西に飯豊連峰と東に雄国山麓が裾野を広げる豪雪地帯です。それらの雪解け水は豊かなブナ等の森で濾過され、良質な水となり、その一部は川の流れとなって大地を潤し、また、一部は地下に浸透し地下水として私たちの住む大地に湧き出ています。この地下水は、生活用水として利用されるばかりでなく、醸造業や融雪にも利用されるなど市民にとっての大切な宝であり、生活と経済活動の共通の資源であります。私たちはこの豊かで良質な水資源を守り、将来にわたって地下水の恩恵を享受できるよう、地下水は「公共水」であるとの認識のもとに、市、事業者、市民が連携・協働して地下水の水量・水質の両面にわたり、一層の保全に取り組んでいく必要があります。

4 有害鳥獣からの被害防止

近年、本市では、農林業従事者の減少などにより、農地や森林の適正な管理が行き届かず、耕作放棄地^{※5}の増加や里山の荒廃が進んでおり、野生動物の生息域が人間の生活圏内に拡大しています。特にツキノワグマやニホンザル、イノシシ、ニホンジカなどの農林産物に被

※1【循環型社会】再掲 5頁

※2【3R】3R（スリーアール、サンアール）とは1. Reduceリデュース（ごみの発生抑制）、2. Reuseリユース（再使用）、3. Recycleリサイクル（ごみの再生利用）の3つの語の頭文字をとった言葉のこと。

※3【水源のかん養】再掲 18頁

※4【生物の多様性】生態系、生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることをいう。生きものの多様さとともに、その生息環境の多様さを表す。

※5【耕作放棄地】再掲 19頁

害を与える野生動物は有害鳥獣とされ、その被害は、農業従事者の生産意欲を減退させるとともに、生産力の低下など農業振興に大きな影響を及ぼしています。住宅地や学校周辺への出没など人的被害も危惧されることから、安全・安心に暮らしていくためには、私たち一人ひとりが野生動物のことをよく理解し、地域ぐるみで対応していく必要があります。

5 放射性物質に対する安全・安心を確保するための対策の推進

東京電力福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が大気中に拡散しました。

本市では、市民の安全・安心を確保できるよう放射線個人積算線量計による外部被ばく量調査や自家用食品などの放射能モニタリング検査、空間放射線量の測定などによる現状の把握と市民への情報提供に取り組んでいます。市内の空間放射線量率は、2013（平成 25）年 1 月以降、国が示す放射線低減化の基準値である毎時 0.23 マイクロシーベルトを大きく下回っていますが、市民の不安解消のため、今後も必要なモニタリング検査や測定等による状況の把握と正確な情報の提供を継続していく必要があります。

6 空き家・空き地対策の推進

近年、人口減少や少子・高齢化の進行により放置された空き家は全国的に増加傾向にあります。空き家は、不審者の侵入や放火など犯罪の温床となる心配があるほか、管理の行き届かない空き地への不法投棄も含め、周辺環境への悪影響が問題となっています。本市においても、倒壊の恐れのある危険な空き家や管理が行き届かない空き地が存在することから、地域の生活環境や景観を守るために老朽化した空き家や空き地の適切な管理について、所有者等に強く働きかけを行っていく必要があります。

7 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進

地球温暖化の主な要因と考えられる温室効果ガス^{※6}のうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラル^{※7}の実現が世界の大きな課題となっています。本市においても地球温暖化を防止するとともに、脱炭素社会^{※8}・循環型社会^{※9}の実現を目指すため、2021（令和 3）年に喜多方市カーボンニュートラル宣言を行いました。2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、徹底した省エネルギーの推進と再生可能エネルギー^{※10}を最大限に活用し、エネルギーの地産地消を図ることが重要です。

8 地球環境を意識した環境保全活動の促進

私たちに関わる環境問題は、家庭や事業所から排出されるごみ、騒音や悪臭、大気や水の汚れなど身近なものから、地球温暖化や酸性雨など地球環境に影響を与えるものまで多岐にわたり広範囲に及びます。

本市においては、こうした環境問題を解決するため、世界全体が取り組んでいる SDGs^{※11}の理念とともに、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、市、事業者、市民が役割分担のもと、地球環境を意識し、省エネルギーやごみの減量化に取り組むとともに、環境美化、緑化、自然保護などの環境保全活動を促進していくことが重要です。

※6【温室効果ガス】再掲 2頁

※7【カーボンニュートラル】再掲 2頁

※8【脱炭素社会】再掲 2頁

※9【循環型社会】再掲 5頁

※10【再生可能エネルギー】再掲 4頁

※11【SDGs】3頁 本文参照

第 2 節 将来の望ましい環境像

「喜多方市総合計画」では、本市が目指す将来像を「力強い産業 人が輝く 活力満ちる 安心・快適なまち」とし、4つの大綱に分け施策の基本的方向性を定めています。この施策の基本的方向性を環境面から具現化するため、本計画では将来の望ましい環境像として「人と自然が共生できる地球にやさしいまち喜多方」の実現を目指していきます。

将来の望ましい環境像

人と自然が共生できる地球にやさしいまち喜多方

第 3 節 取組の柱

本市は、将来の望ましい環境像の実現のため、本計画では以下に定める「取組の柱」をもとに、その取組の方向性を示し、本市の特色を生かしながら各種の施策を実施していきます。

なお、施策の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を考慮していくものとします。

1 安全な生活環境の確保

私たちは、健康で安心して暮らすことができる安全な生活環境を確保するために、環境汚染と公害の未然防止に努めることが必要です。

市民一人ひとりが一度破壊された環境はすぐには戻らないことを認識し、日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減に努め、大気・水・土壌などを良好な状態に保ち、快適な生活環境を未来へ引き継ぐことを目指します。

2 自然環境の保全

私たちは、人と自然が好ましい関係を維持しながら共存し、良好な自然環境を保全していくために、自然の適切な管理と継続的な手入れが必要です。

本市は、雄大な山々に囲まれ、清らかな水や広大な森林など豊かな自然に恵まれています。市民一人ひとりが、この恵まれた自然を財産として、自然と親しみ、多様な生態系を守るとともに、河川や森林、農地などの自然環境の保全を積極的に取り組むことにより、人と自然との共生を目指します。

3 地域環境の保全と創造

私たちは、人々の心が潤い、快適で住みよい環境を育み創造するために、居住環境の整備を進めるとともに、人と自然がふれあう場を確保し、歴史的遺産の保全や良好な景観を形成していくことが必要です。

本市には、豊かな自然のもと、将来に残さなければならない景観と文化財などの資源が数

多く残っています。

市民一人ひとりが自然や歴史的文化的遺産とのふれあいを通じて、その重要性を認識し、歴史や文化と調和した快適な環境の創造を目指します。

4 地球環境の保全

私たちは、地球環境を保全していくために、地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決に向けた取組を進めることが必要です。

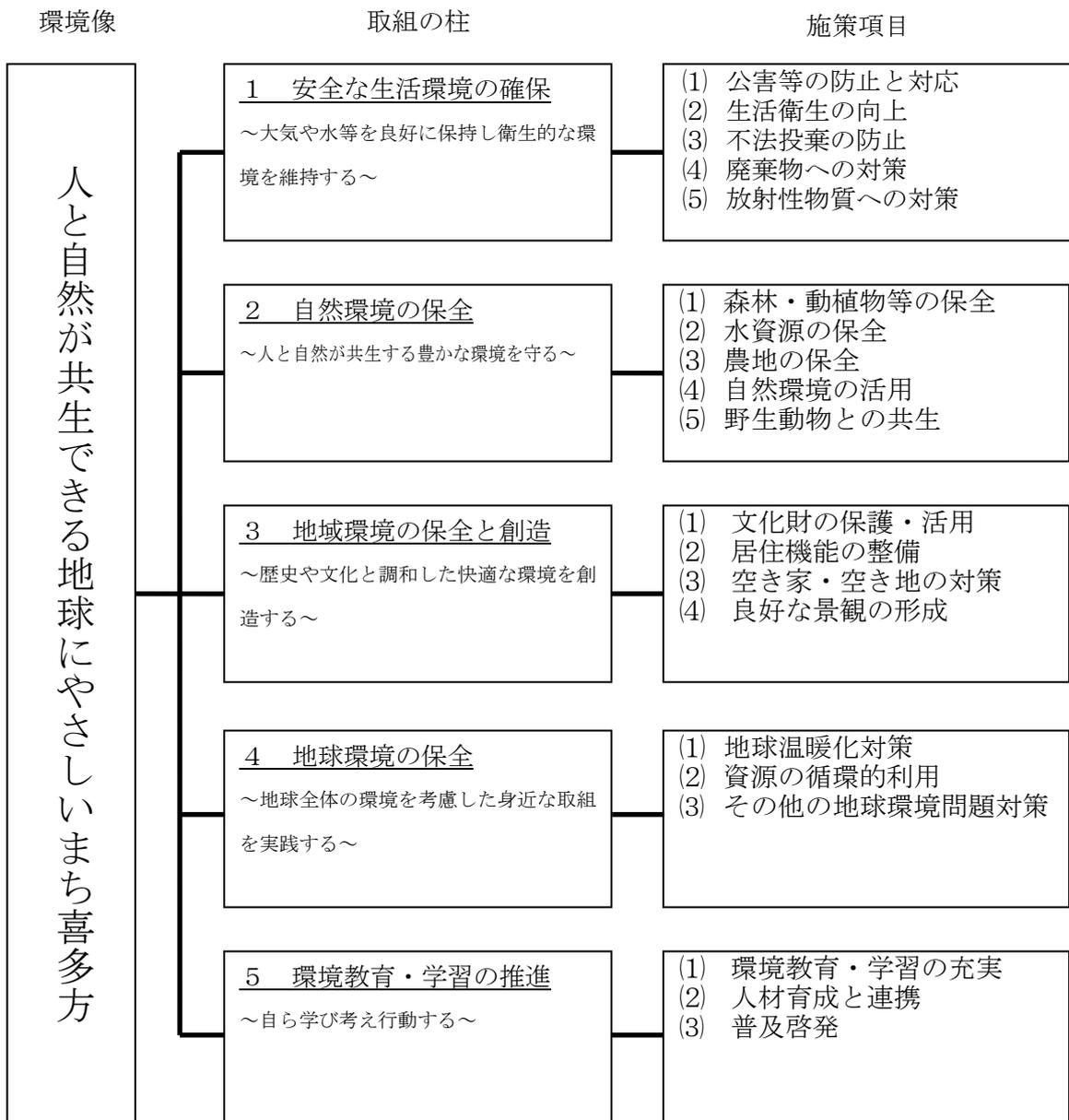
市民一人ひとりの行動が地球規模の環境に影響を与えていることを認識したうえで、環境に配慮した行動や資源・エネルギーの効果的な利用により二酸化炭素の排出量削減に取り組み、廃棄物減量化を推進し、地球にやさしい脱炭素社会^{※1}・循環型社会^{※2}の実現を目指します。

5 環境教育・学習の推進

私たちは、環境保全の取組を進めるために、市民一人ひとりが環境問題に対して理解を深め、環境保全へ積極的に取り組む意識を向上させることが必要です。

事業者や市民が環境の保全につながる自主的かつ積極的な取組が促進されるよう、環境教育・学習を推進し、事業活動や日常生活、地域活動など様々な場面で環境に配慮した行動を自発的に行える人材を育成するとともに、市民一人ひとりが高い環境保全意識を持ち、事業者や市民とともに協働で環境保全活動に取り組むことにより、自ら学び考え行動するまちを目指します。

第 4 節 取組の体系



第 5 節 SDGs の位置付け

SDGs^{※1}には、17 のゴール（目標）があり、「水と衛生、エネルギー、持続可能なまちづくり、気候変動」など環境そのものや環境と密接に関わる課題が数多く含まれています。本計画においては、SDGs の理念を取り入れ、各分野の課題解決に取り組んでいきます。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴールとロゴマーク

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>ゴール 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>ゴール 10 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>ゴール 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>ゴール 11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>ゴール 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な人生を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>ゴール 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>ゴール 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ゴール 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>ゴール 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>ゴール 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>ゴール 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>ゴール 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>ゴール 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>ゴール 9 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

※1 【SDGs】3頁 本文参照

第 4 章 取組の内容

第 1 節 安全な生活環境の確保 ～大気や水等を良好に保持し衛生的な環境を維持する～

1 公害等の防止と対応



現状と課題

公害等は、その影響が広範囲に及ぶだけでなく、人々の生活環境や健康へも影響を与える深刻な問題であり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭などが挙げられます。

本市では、油等流出事故などの局所的な環境汚染や広範囲に影響を与えるような水質汚濁、土壌汚染については、県など関係機関と連携しながら状況を把握し、周辺住民への情報提供や必要に応じた対策を行っています。

また、事業所等から発生する騒音、畜舎から発生する悪臭、稲わらの焼却などによる市民からの苦情については、現状に応じて発生源者と影響を受けている近隣住民のそれぞれの立場を踏まえ、必要な指導・助言等を行い、解決に努めています。

今後も公害等の未然防止に向け、事業者や市民に対する適正な指導啓発に努めていく必要があります。

基本方針

公害等の未然防止を図り、良好な生活環境の確保に努めます。

市の取組

調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害等の未然防止のため、必要な調査を行います。 ・ 自動車交通騒音や環境騒音の調査を行い、実態把握と監視に努めます。
公害等発生源の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 油等流出事故防止の啓発を行います。 ・ 工場・事業所等に対し改善助言等を行い、解決に努めます。 ・ エコカー※¹の普及促進やエコドライブ※²の普及啓発、バスなど公共交通機関や自転車の利用を促進します。 ・ 家庭ごみなどの違法な野焼き※³の禁止を徹底します。 ・ 稲わらは資源としての利用を促進し、焼却しないよう啓発します。
連絡・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害の発生に備え、関係機関との連絡体制を強化します。 ・ 公害や苦情は、迅速に対応します。

※1【エコカー】従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物（NOx）、一酸化炭素（CO）といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない低公害車を通称「エコカー」という。

※2【エコドライブ】再掲 12頁

※3【野焼き】再掲 16頁

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令を遵守し、土壌や地下水の汚染などの公害発生を防止しましょう。 ・エコドライブの実践や公共交通機関の利用に努めましょう。 ・環境にやさしいエコカーの利用に努めましょう。 ・油等の流出事故防止に努めましょう。 ・河川や水路などの水質汚濁を防止しましょう。 ・騒音・振動、悪臭の発生抑制に努めましょう。 ・稲わらなどは焼却せずに資源として利用しましょう。 ・事業で発生したごみは敷地内等で焼却せず、処理業者に依頼し、適正に処分しましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの実践や公共交通機関の利用に努めましょう。 ・環境にやさしいエコカーの購入・利用に努めましょう。 ・油等の流出事故防止に努めましょう。 ・河川や水路などの水質汚濁を防止しましょう。 ・近隣に迷惑となる騒音・振動、悪臭の発生防止に努めましょう。 ・土壌や地下水の汚染防止に努めましょう。 ・家庭ごみは自家焼却せず、分別して適正に出しましょう。

第 1 節 安全な生活環境の確保 ～大気や水等を良好に保持し衛生的な環境を維持する～

2 生活衛生の向上



現状と課題

本市では、快適な生活環境の確保、美しいまちづくりの推進を目的に「喜多方市ポイ捨て等の防止に関する条例」を制定し、空き缶などの散乱の防止とその啓発に努めるとともに、事業者や市民による清掃美化活動の支援やペットの適正飼育の指導など、地域の生活衛生の向上に努めています。

また、行政区による害虫駆除の支援、水道未普及地区の飲用井戸設置者に対し、適正な衛生管理と水質検査に関する情報提供及び浄水設備設置の支援を行い、生活衛生の確保に努めています。

今後も、「生活衛生は自ら守る」という意識の向上を図り、事業者や市民の自発的な活動を促進していく必要があります。

基本方針

市、事業者、市民がそれぞれに環境美化活動や適正な衛生管理に取り組み、快適な生活環境の確保と美しいまちづくりを推進します。

市の取組

環境美化活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の側溝や道路、公園、集会所など地域の生活衛生の向上、環境美化を図るため、行政区との協働による清掃を行います。 ・市内のボランティアによる道路や公園の清掃など環境美化活動を支援します。 ・犬や猫などのペットを適正飼育するように指導啓発に努めます。
飲用井戸の衛生確保	<ul style="list-style-type: none"> ・水道未普及地区において、飲用井戸の衛生を確保するため設置者に適正な管理や水質検査の情報を提供するとともに、浄水設備の設置を支援します。
害虫駆除・防除	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生害虫^{※1}のまん延を防ぐため、行政区と協働で駆除・防除に努めます。

※1【衛生害虫】人間の生活衛生の環境を悪化させる害虫のこと。例えば、人や家畜の血を吸い、咬んだり刺したり、人や家畜、食品などに触れることで生活衛生を不潔にし、感染症の病原を伝播・媒介する昆虫などをいう。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化を図るため、事業所周辺の清掃を自主的に行いましょう。 ・地域の美化活動に積極的に協力しましょう。 ・感染症の媒介となる蚊やハエなど衛生害虫が発生しないよう事業所周辺を清潔な環境にしましょう。 ・下水道整備地区にあっては積極的に下水道に加入しましょう。 ・下水道施設等※²の整備が見込まれない区域においては、合併処理浄化槽を設置しましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化を図るため、地域や公園などの清掃活動に参加しましょう。 ・地域の河川や水路などの清掃に協力しましょう。 ・自宅周辺の清掃を自主的に行いましょう。 ・犬の散歩ではフンを持ち帰りましょう。 ・野良猫にエサを与えないようにしましょう。 ・猫は室内で飼いましょう。 ・ごみは持ち帰るか、指定された場所へ捨てましょう。 ・感染症の媒介となる蚊やハエなど衛生害虫が発生しないよう自宅周辺を清潔な環境にしましょう。 ・飲用井戸の衛生を確保するため、定期的な検査を行いましょう。 ・下水道整備地区にあっては積極的に下水道に加入しましょう。 ・下水道施設等の整備が見込まれない区域においては、合併処理浄化槽を設置しましょう。

目標指標

指標名	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	指標説明
地区清掃実行政区数	145 行政区 (新型コロナウイルス感染症の影響) 参考 3カ年平均 (H29~R元年度) 236 行政区	272 行政区	地区清掃活動による環境美化に取り組む行政区数

第 1 節 安全な生活環境の確保 ～大気や水等を良好に保持し衛生的な環境を維持する～

3 不法投棄の防止



現状と課題

不法投棄とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反して、定められた処分場以外の場所に廃棄物を投棄することであり、空き缶やお菓子の袋などのポイ捨ても不法投棄にあたります。

不法投棄は、景観の悪化や土壌汚染、水質汚濁などの環境汚染を引き起こす恐れがあります。

本市でも林道などの道路沿いや河川敷などに、使えなくなったテレビや冷蔵庫、車のタイヤなどの不法投棄が見られます。そのため各行政区に不法投棄等防止推進員を配置し、不法投棄の監視と早期発見に努めています。

また、市街地の道路沿いや公園でも、空き缶やお菓子の袋などのポイ捨てが見られることから、「喜多方市ポイ捨て等の防止に関する条例」を制定し、ごみのポイ捨ての防止とその啓発に努めています。

今後も、警察や県などの関係機関や不法投棄等防止推進員、市民と連携し、ごみのポイ捨てを含む不法投棄の早期発見と未然防止を図り、生活環境の保全に努めなければなりません。

基本方針

監視体制の強化や市民との連携により、ごみのポイ捨てを含む不法投棄の未然防止や早期発見に努め、快適な生活環境を確保します。

市の取組

不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none">・不法投棄等防止推進員による不法投棄の防止や早期発見に努めます。・不法投棄やごみのポイ捨て防止のため啓発活動や監視に努めます。
不法投棄物の適切な対処	<ul style="list-style-type: none">・不法投棄物は、関係機関と連携し適切に対処します。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物は関係法令を遵守し、適正に処理しましょう。 ・ 事業所や農地周辺の除草や清掃を積極的に行い、不法投棄やポイ捨てが生じないようにしましょう。 ・ パソコンやテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは、家電リサイクル法などの関連法令を遵守し、適正に処分しましょう。 ・ 農業用資材、事業所などから排出されるプラスチックなどは産業廃棄物^{※1}となります。処理業者に依頼し、適正に処分しましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄を見つけたら市または警察に速やかに連絡しましょう。 ・ 所有地の除草や清掃を積極的に行い、不法投棄やポイ捨てが生じないようにしましょう。 ・ 公園など施設を利用して出たごみは持ち帰るか、指定された場所へ出しましょう。 ・ パソコンやテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどの家電は、家電リサイクル法^{※2}などの関連法令を遵守し、適正に処分しましょう。

※1【産業廃棄物】事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。

※2【家電リサイクル法】「特定家庭用機器再商品化法」といい、一般家庭や事業所などで不要となった家電製品（テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）から、再利用できる部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効活用を推進するための法律のこと。

第 1 節 安全な生活環境の確保 ～大気や水等を良好に保持し衛生的な環境を維持する～

4 廃棄物への対策



現状と課題

私たちの生活は豊かで便利になり、大量生産、大量消費が進むとともに、廃棄物の排出量も増加してきました。近年、世界的な問題として、廃棄物の焼却による二酸化炭素の排出やプラスチックごみが生態系に影響を及ぼす「海洋プラスチック」、食品の売れ残りや食べ残しによる大量の食品廃棄物が発生する「食品ロス」などにより環境負荷が増大しています。安全な生活環境を将来の世代に引き継いでいくためには、カーボンニュートラル^{※1}の実現に向け、これまでの生活様式を見直し、環境への負荷の少ない資源循環型社会を推進しなければなりません。

本市では、「喜多方市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物^{※2}の収集、運搬、処理、処分と、資源物の分別収集によるリサイクルの推進、ごみの減量化に努めています。また、喜多方地区と塩川地区の各行政区に廃棄物減量等推進員を配置し、家庭ごみの分別指導による徹底を図っています。しかし、近年、本市の一人一日あたりのごみ排出量は増加の傾向にあります。市民一人ひとりが、ごみを出さないことを意識し、再利用可能なごみの分別を徹底することが、市全体のリサイクルの推進、ごみの減量化につながるため、事業者や市民へのごみ分別の徹底とリサイクル意識をより一層高める必要があります。

また、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大による感染防止のため、ごみについて適切な対応が求められています。

基本方針

市、事業者、市民それぞれがごみの排出抑制やごみの分別、リサイクルを徹底し、ごみの減量化に努めます。

市の取組

<p>廃棄物の排出抑制、減量化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの効率的な収集・運搬体制の整備に努めます。 ・ごみと資源物を適正に分別収集し、ごみの減量化を促進します。 ・3R^{※3}によるプラスチックごみの削減に努めます。 ・食品ロスの削減に努めます。 ・家庭ごみの分別適正化を図るため廃棄物減量等推進員を委嘱します。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止を意識したごみの出し方について啓発を行います。
<p>意識啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境センター山都工場と連携し、ごみの減量化に向けた啓発を行います。 ・ごみの排出抑制のため、資源物の分別徹底、3R活動（リデュース、リユース、リサイクル）、家電リサイクル法^{※4}の周知啓発を行います。

※1 【カーボンニュートラル】再掲 2頁
 ※2 【一般廃棄物】再掲 16頁
 ※3 【3R】再掲 30頁
 ※4 【家電リサイクル法】再掲 43頁

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄なごみを出さないよう 3 R 活動を実践しましょう。 ・原料に再生資源を利用した商品の開発・製造に努めましょう。 ・事業で生じたごみの適正な分別と処理・処分に努めましょう。 ・テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどの家電は、家電リサイクル法などの関連法令を遵守し、適正に処分しましょう。 ・携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラで使用している小型充電式電池は適正にリサイクルしましょう。 ・バッテリー、蛍光灯、水銀温度計、タイヤは、処理業者に依頼し、適正に処分しましょう。 ・農業用資材、事業所などから排出されるプラスチックなどは産業廃棄物^{※5}となります。処理業者に依頼し、適正に処分しましょう。 ・使い捨てのプラスチック製品は使わないなど、プラスチックごみの削減に努めましょう。 ・賞味期限間近商品の優先購入促進や宴会・外出時の食べ残し削減など、食品・食材が無駄にならないように、食品ロス削減の工夫をしましょう。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクやティッシュ等のごみを出す場合は、感染防止対策に心掛けましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し使うなど、無駄なごみを出さないよう努めましょう。(マイバッグ持参、簡易包装の選択など 3 R 活動の実践、生ごみのたい肥化など) ・使い捨てのプラスチック製品は使わないなど、プラスチックごみの削減に努めましょう。 ・食材は使い切り、食べ物は残さず食べて、食品ロスをなくしましょう。 ・家庭ごみの分別は徹底し、排出ルールを守りましょう。 ・テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどの家電は、家電リサイクル法などの関連法令を遵守し、適正に処分しましょう。 ・パソコン(ノートパソコンは小型家電としての処分も可能)は、各パソコンメーカーに問い合わせして、適正に処分しましょう。 ・携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラで使用している小型充電式電池は適正にリサイクルしましょう。 ・水銀が入った蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計は、市の公共施設や民間商業施設に設置した回収ボックスに投入しましょう。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクやティッシュ等のごみを出す場合は、感染防止対策に心掛けましょう。

目標指標

指標名	現状値 令和 2 年度	目標値 令和 8 年度	指標説明
一人一日あたりのごみ排出量(資源物を除く)	901 g	855 g	資源物を除くごみ総排出量(可燃、不燃、粗大)(t)/総人口(人)/365 または 366(日)

第 1 節 安全な生活環境の確保 ~大気や水等を良好に保持し衛生的な環境を維持する~

5 放射性物質への対策



現状と課題

2011（平成 23）年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出は、市民の日常生活に大きな影響を与えました。

このため、本市では、市内の公共施設などでの空間放射線量率の測定とともに、自家用食品や、小中学校、こども園などでの給食食材、県が行う米のモニタリング検査の補完として市独自の米の放射性物質検査などを行い、これらの結果を公表することで市民等の安全・安心の確保と風評払拭に努めてきました。

市内の空間放射線量率の状況は、2013（平成 25）年 1 月以降、国が示す放射線低減化の基準値である毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える箇所はありません。しかし、自家用食品等の放射性物質検査では、野生きのこなどの一部の品目において基準値を超えているものがあることから、市民等の安全・安心の確保と風評払拭のため、引き続き放射線量の測定や放射性物質の検査を行っていく必要があります。

基本方針

市民の安全・安心を確保できるよう、放射性物質に対する必要な調査や測定を行い、正確な情報を提供します。

市の取組

放射線量測定等の実施	<ul style="list-style-type: none">・定期的に市内の小中学校などの公共施設や地区の集会所などの空間放射線量率を測定します。・市民が自ら安全性を確認できるよう、市民に空間線量計の貸出をします。・小中学校、こども園などの給食食材は放射性物質検査により、安全な食材を使用します。・市民が自ら安全性を確認できるよう、自家用食品などの放射性物質検査を行います。・関係機関・団体と連携しながら、県が行う農林水産物のモニタリング検査が円滑に実施できるよう取り組み、販売される農林畜産物の安全・安心の確保と消費者の不安解消に努めます。・本市の主要農産物である米への風評払拭と販売促進を図るため、市独自の米の放射性物質検査を行います。・市民に対して、バッジ式積算線量計を貸し出し、個人積算線量を測定します。
-------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水のモニタリング検査を行います。 ・その他、放射性物質に関する必要な取組や適切な対応を行います。
放射線に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質に対する不安が解消されるよう市内の公共施設や地区の放射線量、自家用食品の測定結果などを、市ホームページ及び回覧などで公表します。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・販売する農林畜産物は適正な検査を行いましょう。 ・モニタリング検査により安全が確認された食材や資材を利用しましよ う。 ・県や市が行う健康管理や調査などに積極的に協力しましよ う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の放射線量を把握し、安全性の理解を深めましよ う。 ・放射線の正しい知識の習得に努めましよ う。 ・県や市が行う健康管理や調査などに積極的に協力しましよ う。

第 2 節 自然環境の保全 ～人と自然が共生する豊かな環境を守る～

1 森林・動植物等の保全



現状と課題

本市は、北西に飯豊連峰、東には雄国山麓が裾野を広げ、その広大な山麓のもと、森林を中心に、農地、河川など多様な自然環境の中に、様々な動植物が生息しています。

森林には、水を貯える水源のかん養^{※1}や二酸化炭素の吸収・固定、災害の防止、多様な野生生物の生息・生育の場など多面的機能^{※2}があり、私たちの生活に深く関わっています。しかし、林業従事者の減少などの要因から森林に対する人の働きかけが減少し、さらにマツクイムシなどの害虫による朽ち枯れ被害が拡大するなど、森林環境や景観が損なわれてきており、将来的に森林の多面的機能や生物の多様性^{※3}が失われていくことが懸念されます。

また、希少価値の高い生物の乱獲や外来種^{※4}の繁殖、世界規模で問題となっている気候変動が、これまでの植物や野生動物の分布地域など動植物の生態系に変化を与えています。

人と自然が共生する良好な環境と生物の多様性を確保するため、適切な森林整備や生態系の保全に努めていく必要があります。

基本方針

多面的機能を持つ森林と特色ある自然や希少動植物を守り、本市の緑豊かな自然環境の保全に努めます。

市の取組

<p>森林の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者に対して森林整備の意識醸成に努めます。 ・マツクイムシやカシノナガクイムシによる被害の拡大防止に努めます。 ・市が管理する公有林の適切な整備に努めます。 ・森林経営管理制度を推進し、間伐などの適切な森林整備を行うとともに、林業事業者^{※5}に対して必要な支援を行います。
<p>動植物等の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県と連携しながら、動植物の生息、生育の状況の把握に努めます。 ・生物の多様性を保全するため、県や関係団体と連携しながら、希少な動植物や自然環境の保護・保全に努めます。 ・生態系へ大きな影響を与える外来種の把握や被害の防止に向けた啓発を行うなど外来種対策に努めます。

※1 【水源のかん養】再掲 18頁

※2 【多面的機能】再掲 18頁

※3 【生物の多様性】再掲 30頁

※4 【外来種】再掲 22頁

※5 【林業事業者】他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者などのこと。

自然公園等の保護・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県と連携しながら、磐梯朝日国立公園や越後三山只見国定公園、自然環境保全地域※⁶、緑地環境保全地域※⁷の保護・保全に努めます。 ・利用客による植物の踏み荒らしや、ごみのポイ捨てなど自然環境への様々な悪影響を防止するため、利用客のマナーの向上に努めます。
-------------	---

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の多面的機能や生物多様性の保全に留意した森林施業を推進しましょう。 ・森林や生態系の保全のため、緑化運動などの環境保全活動を積極的に推進しましょう。 ・事業活動にあたって、周辺的环境を考慮し、動植物やその生息、生育環境の保全に努めましょう。 ・訪れた利用客に利用マナーを伝え、自然保護に協力しましょう。 ・外来種の動物や植物を販売するときは、消費者に適正な飼育の指導と情報を提供しましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者は、森林の多面的機能を理解し、所有森林の整備に努めましょう。 ・森林や生態系の保全のため、緑化運動などの環境保全活動に積極的に参加しましょう。 ・自然公園などの利用の際は、ごみを持ち帰り、動植物を傷つけないよう、マナーを守りましょう。 ・希少な動植物の生息・生育環境を知って、採取や捕獲をせず、保護活動に協力しましょう。 ・外来種のペットや植物は、野生化しないよう責任を持って管理しましょう。

※6 【自然環境保全地域】再掲 21頁

※7 【緑地環境保全地域】再掲 21頁

第 2 節 自然環境の保全 ～人と自然が共生する豊かな環境を守る～

2 水資源の保全



現状と課題

本市は、阿賀川や只見川とそれを支える河川が市内を流れる豊富な水資源に恵まれた地域です。山々に降った雨や雪は、水源のかん養^{※1}により河川の水や湧水となり、また、その貯水された水は、水道水や農業用水など様々な用途に利用され、私たちの生活を潤してきました。私たちは、この良好な水資源を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市の河川は、現在良好な水質を保っていますが、この水資源の持続的な利用のため、水源かん養機能を持つ森林や農地の保全はもとより、河川の汚濁状況の把握、農業用水の水量・水質の適正管理、下水道施設等^{※2}の整備により、河川などの水質汚濁防止に取り組む必要があります。

また、降雪期には道路や住宅、店舗などの融雪にも地下水が利用され、市街地や住宅地で地下水位の低下が懸念されることから、良好な水資源を持続的に利用するため、今後も、地下水の保全対策を推進する必要があります。

基本方針

水源かん養機能の維持や河川水質の保全、地下水の保全を推進し、豊かな水資源の保全に努めます。

市の取組

河川水質汚濁の防止等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水の適切な管理と、化学肥料・化学合成農薬の適正使用と低減を促進します。 ・ 県と連携し、市内河川の汚濁状況の把握に努めます。 ・ 国や県などと連携し、阿賀川旧河道の水質浄化に努めます。 ・ 下水道施設等の整備とその加入促進に努めます。 ・ 下水道施設等の整備が見込まれない区域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。
地下水の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や大学などと連携し、地下水位の状況の把握に努めます。 ・ 地下水を利用する際は、節水などの適正な使用に努めます。
水源の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林や農地が持つ水源かん養機能の確保のため、森林や農地の適切な管理の推進に努めます。
水道水の適正な利用と管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者や市民に節水と漏水の予防を行うよう啓発を図ります。 ・ 漏水調査と老朽管更新工事を計画的に実施し、漏水の防止に努めます。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備地区にあつては積極的に下水道に加入しましょう。 ・下水道施設等の整備が見込まれない区域においては、合併処理浄化槽を設置しましょう。 ・森林や農地の適切な管理に努めましょう。 ・化学肥料・化学合成農薬が河川等の水系へ流出しないよう適正使用と低減に努めましょう。 ・節水の推進、水の循環利用に努めましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や水路にごみや油、洗剤などを直接流さないようにしましょう。 ・下水道整備地区にあつては積極的に下水道に加入しましょう。 ・下水道施設等の整備が見込まれない区域においては、合併処理浄化槽を設置しましょう。 ・環境負荷の少ない洗剤を利用しましょう。 ・節水の推進、雨水の利用など水の循環利用に努めましょう。

目標指標

指標名	現状値 令和 2 年度	目標値 令和 8 年度	指標説明
河川の生物化学的 酸素要求量 (BOD) ※ ³	田付川 (下川原橋) 1.3 mg/L (A 類型相当)	1.0 mg/L (AA 類型相当)	水中の有機物が微生物の働き によって分解されたときに消 費される酸素の量(河川の有 機汚濁の程度を示す代表的な 指標)
	濁川 (濁川橋) 1.4 mg/L (A 類型相当)	1.0 mg/L (AA 類型相当)	
水道の有収率※ ⁴	79.4%	90.0%	水道料金徴収の対象となった 水量を配水量で除したもの。

※³【生物化学的酸素要求量(BOD)】再掲 15頁※⁴【有収率】有収率は、配水する水量と料金として収入のあった水量との比率で、数値が高いほど、無効水量(有効に使用されなかった水量)が少ないことを意味する。数値が低いことは、漏水などにより水を無駄にしていることを示す。

第 2 節 自然環境の保全 ～人と自然が共生する豊かな環境を守る～

3 農地の保全



現状と課題

本市農業は、良質な水と肥沃な土壌をもとに、水稻を中心として野菜、花きなどの園芸作物や畜産を組み合わせた農業が展開されてきましたが、近年、農業従事者の減少・高齢化や後継者不足等に伴い、耕作放棄地^{※1}の増加や農地・水路・農道などの適切な保安全管理が困難となっております。

こうした中、水源のかん養^{※2}や国土保全などの農業が有する多面的機能^{※3}の維持・発揮を図るためには、地域ぐるみによる農地・農道・水路などの地域資源の保全活動とともに、化学肥料・化学合成農薬の使用の低減により自然環境に配慮した環境保全型農業^{※4}を推進していく必要があります。

基本方針

地域ぐるみによる農地・農道・水路などの地域資源の保全活動や自然環境に配慮した営農活動により農業が有する多面的機能の維持・発揮に努めます。

市の取組

環境保全型農業の推進	・化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。
耕作放棄地の解消	・農業委員会や関係機関と連携し、耕作放棄地の解消に向けた取組を推進します。
農地・水路等の保全	・農地などの保安全管理活動や農業用施設長寿命化を図る取組を支援します。

※1 【耕作放棄地】再掲 19頁

※2 【水源のかん養】再掲 18頁

※3 【多面的機能】再掲 18頁

※4 【環境保全型農業】農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しながら、たい肥など有機質資材や有機質肥料による土づくりなどを通じて、化学肥料や化学合成農薬の適正な使用、節減などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料・化学合成農薬の使用を低減し、たい肥や緑肥などの有機質肥料を活用した農作物の生産に取り組みましょう。 ・ 水路の草刈り、泥上げなど日常の管理と、水質保全、生態系保全など農村環境保全のための活動を地域共同で実施しましょう。 ・ 農業用水路や農道などの補修・更新の活動を実施しましょう。 ・ 遊休農地の利用と耕作放棄地の解消に努めましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地、農業用水路や農道などの保安全管理活動に参加しましょう。 ・ 地産地消を推進するため、地場産農畜産物を購入しましょう。

目標指標

指標名	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	指標説明
環境保全型農業 直接支払取組面積	877ha	1,000ha	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組んだ面積
多面的機能支払 取組面積（認定農 用地面積）	4,883ha	5,593ha	農業用施設等の維持・保全の取組みに向けた認定農用地面積

第 2 節 自然環境の保全 ～人と自然が共生する豊かな環境を守る～

4 自然環境の活用



現状と課題

本市は、四季の変化に富んだ豊かな自然に恵まれた地域です。この豊かな自然環境を活用し、森林公園などの整備や山開き、自生する花々を活用したイベントの開催、農業体験を柱としたグリーン・ツーリズム※¹など、自然とふれあう機会の充実を図っています。

しかしながら、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市の豊かな自然環境を活用した観光やグリーン・ツーリズムも大きな影響を受けました。

ポストコロナ社会においては、新型コロナウイルスのような感染症の拡大を未然に防ぐため、その基本となる「新しい生活様式」を意識しながら、多くの市民や本市を訪れた観光客が身近に自然を体験し、感じるができるよう、自然と調和した施設の充実やイベントの開催など、環境づくりを図る必要があります。

基本方針

豊かな自然環境を活用し、より多くの人に本市の豊かな自然を感じてもらうため、自然とふれあう機会の創出を図ります。

市の取組

森林公園等の管理	・自然環境に対する意識の向上を図るため、自然とふれあうことのできる森林公園などの適切な管理と情報発信を行います。
自然環境を活用した交流人口の拡大	・「新しい生活様式」を意識しながら、グリーン・ツーリズムによる交流を推進します。 ・自然とふれあうイベントの開催や市民団体主催のイベントへの協力を行います。
自然環境を活用した観光地の整備	・ヒメサユリやカタクリ、フクジュソウなど地域に自生する植物の保護・環境整備に努めます。

※1【グリーン・ツーリズム】都市住民等が農山漁村で、その地域の自然・文化・農林漁業の体験や人々との交流などをありのままに楽しむ余暇の形で、様々な体験やサービスを提供することにより農林漁業の振興や農山漁村の活性化が促進されることが期待される。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・森林公園など自然とふれあう場を積極的に利用しましょう。 ・グリーン・ツーリズムの取組を積極的に行いましょう。 ・自然にふれあうイベントを積極的に開催しましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と多くふれあう場を利用し、森林環境への意識の向上を図りましょう。 ・グリーン・ツーリズムに参加しましょう。 ・自然とふれあうイベントに参加しましょう。

目標指標

指標名	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	指標説明
グリーン・ツーリズム交流人口	83 人 (新型コロナウイルス感染症の影響) 参考 3カ年平均 (H29～R元年度) 7,043 人	13,900 人	本市に訪れる農業体験や農泊、教育旅行、グリーン・ツーリズム関連イベントなどの参加者数

第 2 節 自然環境の保全 ～人と自然が共生する豊かな環境を守る～

5 野生動物との共生



現状と課題

本市では豊かな自然環境のもと、多種多様な野生動物が生息しています。この豊かな自然の恩恵を受けながら、野生動物と棲み分けを行い共生し暮らしてきました。

しかし、人の生活様式・産業構造の変化に伴い、中山間地域^{※1}を中心として農業従事者の減少や高齢化、農地の荒廃、耕作放棄地^{※2}の増加とともにツキノワグマやニホンザル、イノシシ、ニホンジカなどの生息域が拡大しており、中山間地域だけでなく市街地まで出没するなど野生動物による農作物被害や人的被害が深刻化しています。

また、本市では、野生動物の保護を図るとともに、有害鳥獣による被害防止に努めていますが、被害防止に大きな役割をもつ狩猟従事者の高齢化が著しく、捕獲の担い手の育成・確保が課題となっています。

基本方針

鳥獣の保護・管理、有害鳥獣による被害防止に努め、地域住民と協働し、人と野生動物が共生できる環境づくりを進めます。

市の取組

<p>野生動物との共生の取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動物との棲み分けができるよう地域住民と集落環境診断^{※3}を実施します。 ・中山間地域などの耕作放棄地の解消に努めます。
<p>有害鳥獣による被害の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣による人や農作物の被害防止対策の普及啓発に努めます。 ・有害鳥獣の被害防止に取り組む市民に対して必要な支援を行います。 ・人への危害や農作物が被害にあう恐れがある場合は、有害鳥獣の捕獲など被害の発生防止に努めます。 ・狩猟従事者の育成・確保に努めます。

※1 【中山間地域】再掲 19 頁

※2 【耕作放棄地】再掲 19 頁

※3 【集落環境診断】集落における鳥獣の被害や出没状況を、専門家や地域の住民とともに把握・分析し、被害防止策を考え、集落の状況に応じた野生動物を誘引しない環境を作っていく手法のこと。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動物の生息域とならないよう農地は適正に管理しましょう。 ・収穫せずに放置している野菜・果樹をなくしましょう。 ・電気柵などを設置し、農作物等の被害防止に努めましょう。 ・地域ぐるみで行う有害鳥獣被害防止の対策に参加・協力しましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみや野菜くずは庭先に放置せずに適切に処理しましょう。 ・収穫せずに放置している野菜・果樹をなくしましょう。 ・野生動物が生息しそうな草やぶの刈払を行いましょう。 ・地域ぐるみで行う有害鳥獣被害防止の対策に参加・協力しましょう。

目標指標

指標名	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	指標説明
集落環境診断の実施率	36.2%	45.4%	集落環境診断の対象行政区のうち、集落環境診断に取り組んだ地区の割合
有害鳥獣による農作物への被害件数	238件	180件	有害鳥獣による被害として、集落等から報告を受け確認した件数

第 3 節 地域環境の保全と創造 ～歴史や文化と調和した快適な環境を創造する～

1 文化財の保護・活用



現状と課題

本市には先人たちが守り伝えてきた伝統文化や寺社仏閣などの建造物、史跡など貴重な文化財が数多く残されています。中でも平安時代の創建と伝えられる新宮熊野神社長床、国指定史跡「古屋敷遺跡」「会津新宮城跡」など古代から中世にかけての貴重な歴史遺産と慶徳稲荷神社や示現寺、願成寺など由緒ある神社や寺院がその代表です。

また、中世以降、良質な米と水の恵みによって酒造業や醸造業が発展し、蔵に代表される独特のまち並みが形成されました。本市の伝統的な建造物や蔵のまち並みなどの多様な文化的要素は、社会の動きや人々の暮らしと深く関わりながら優れた歴史的・文化的環境をつくり出しており、その中で伝統的なまち並みが残る小田付地区は、2018（平成 30）年に国の重要伝統的建造物群保存地区※¹（重伝建地区）に選定されています。

本市には、これらの史跡や建造物、天然記念物、歴史・民俗資料など豊富な地域資源があることから、文化財を良好な状態で保存・継承していくとともに、まちづくりや観光分野等と連携しながら、積極的に活用していくことが課題です。

基本方針

文化財を保護・活用することで、歴史的・文化的資源の持つ価値を市民が十分に理解できる環境づくりを行い、伝統文化と文化財の継承に努めます。

市の取組

文化財の保護・活用

- ・文化財保存活用地域計画を策定し、関連する文化財を一体的・総合的に捉え、地域社会全体で文化財を保全・活用する仕組みづくりを推進します。
- ・重伝建地区の伝統的建造物の修理・修景に係る経費の補助や防災計画策定等を行い、伝統的建造物等の保存活用を推進します。
- ・専門研究機関と連携を図りながら、新たな文化財などの調査に努めます。
- ・文化財への関心と将来への継承に向けた意識の向上を高めるため、市民に文化財に関する情報を発信します。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none">・市の歴史や文化などについて理解を深めましょう。・歴史的・文化的資源の保全活動や地域の伝統文化活動への参加、協力に努めましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none">・市の歴史や文化などについて理解を深め、次の世代へ継承しましょう。・歴史的・文化的資源の保全活動や地域の伝統文化活動への参加、協力しましょう。・身近な巨樹・巨木を守りましょう。

第 3 節 地域環境の保全と創造 ～歴史や文化と調和した快適な環境を創造する～

2 居住機能の整備



現状と課題

市街地における都市整備においては、居住機能の整備とともに、人と自然がふれあうことができる公園などの緑地空間の創出が求められています。

本市では、健全な居住環境の確保のため、水質汚濁の原因となる家庭からの生活排水や工場排水を浄化し、きれいな水として自然に還す大きな機能を持つ下水道施設等^{※1}の整備・加入促進、合併処理浄化槽設置の促進、市街地水路の衛生管理に取り組んでいます。

また、人と自然がふれあう場を確保するため、道路沿道の緑化や都市公園・緑地などの計画的な整備を推進しています。

今後も、計画的に下水道施設等の整備を推進し健全な居住機能を高め、また、公園・緑地の整備と適切な維持管理、緑化を計画的に推進し、潤い、やすらぎ、ゆとりを感じる快適なコミュニティ環境の創造を図っていく必要があります。

基本方針

水質保全に資する下水道施設等の整備や自然と触れ合う公園・緑地の整備を推進し、快適な居住環境の充実を図ります。

市の取組

下水道施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設等整備の推進とその加入促進を行います。 ・下水道施設等の整備が見込まれない区域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。
公園・緑地の整備、緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が緑とふれあう各公園・緑地の整備、適切な維持管理を行います。 ・市街地の公共施設や道路沿道における緑化を推進します。 ・地域や緑の少年団などによる緑化活動を支援します。
水流確保のための水路の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の水路に安定した水流を確保するため、水路の維持管理を行います。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備地区にあっては積極的に下水道に加入しましょう。 ・下水道施設等の整備が見込まれない区域においては、合併処理浄化槽を設置しましょう。 ・事業所内の緑地の整備、緑化を推進しましょう。 ・地域の緑化活動に協力しましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備地区にあっては積極的に下水道に加入しましょう。 ・下水道施設等の設備が見込まれない区域においては、合併処理浄化槽を設置しましょう。 ・河川や水路にごみを流さないようにしましょう。 ・地域の緑化活動に協力しましょう。

目標指標

指標名	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	指標説明
一人あたりの 都市公園面積	7.89 m ² /人	8.89 m ² /人	都市公園面積を都市計画区域内人口で除した数(喜多方市緑の基本計画による目標数値)
汚水処理人口 普及率	62.8%	76.8%	総人口に占める公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの利用人数の割合

第3節 地域環境の保全と創造 ～歴史や文化と調和した快適な環境を創造する～

3 空き家・空き地の対策



現状と課題

近年、本市においては、少子・高齢化の進行、核家族化、都市部への転出など人口減少社会の進行や経済的事情などにより、空き家^{※1}が増加し、利活用されていない空き地も多数見受けられます。これらの中には、長年放置され、すでに倒壊または倒壊の危険がある空き家や庭木の枝が伸び、雑草が生い茂った空き地が存在し、その対応に苦慮しています。

また、本市では2017（平成29）年3月に「喜多方市空家等対策計画」を策定するなどしながら、所有者へ適正管理や利活用の促進を呼びかけていますが、2020（令和2）年12月末現在、本市内には1,863戸の空き家があり、そのうち260戸が損傷の激しい又は倒壊・飛散の危険がある空き家となっており、管理が行き届かない空き地も多数見受けられます。

これらの要因としては、相続登記が未了で相続人が多数存在しているものもあり、管理者としての意識が低い者も多く、今後、さらに空き家や空き地の増加が予想されることから、空き家の倒壊の危険や防犯、衛生面など、周辺環境への影響が危惧されます。

安全で安心なまちづくりの推進や居住環境の改善を図るため、空き家や空き地の適正管理と利活用により、発生を抑制していく必要があります。

基本方針

空き家発生を抑制するため、所有者等による空き家や空き地の適正管理や利活用を促進し、快適な生活環境の確保と活力ある地域づくりを推進します。

市の取組

既存の空き家・空き地における対策	<ul style="list-style-type: none">・危険な空き家や管理が行き届かない空き地の所有者等に対し、関係法令等に基づき、適正管理の指導を行います。・空き家対策を検討するため、空き家の現状把握に努めます。・空き家の解体や空き家の利活用に対して支援を行います。
新たな空き家・空き地の発生予防	<ul style="list-style-type: none">・危険な空き家や管理が行き届かない空き地とならないよう、適正に管理・利活用する意識の醸成を図ります。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	・空き家や空き地を放置しないで、適正な管理や利活用に努めましょう。
市民	・空き家や空き地を放置しないで、適正な管理や利活用に努めましょう。 ・相続登記を行い、管理者を明確にしましょう。

目標指標

指標名	現状値	目標値	指標説明
	令和2年度	令和8年度	
空き家等解体撤去件数	116件	230件	助言・指導等を行った空き家等、及び相談を受けた空き家等を解体撤去した件数

第3節 地域環境の保全と創造 ~歴史や文化と調和した快適な環境を創造する~

4 良好な景観の形成



現状と課題

本市は、「飯豊連峰に抱かれた田園と歴史文化と人が共生する景観づくり」を景観形成の基本理念とし、市民と協働により景観を維持・保全し、良好な景観の形成を図っています。

本市では、喜多方市景観条例に基づき認定を受けた自主協定の締結団体により、蔵のまち並みなど、それぞれの地域の特色を生かした景観まちづくりを推進するための勉強会やそれを踏まえたまち並み景観の整備など、良好な景観の形成を図るための活動のほか、重要伝統的建造物群保存地区※¹（重伝建地区）では伝統的な建物の保存と歴史的なまち並みに調和させるための整備が行われています。

また、花による景観活動として、花とみどりのあるまちづくりを推進するため、公共性の高い施設の花壇づくり活動の支援や花いっぱいコンクールの実施により景観の形成・保全に努め、花とみどりのまちづくりを推進しています。

こうした美しい郷土の景観形成に向けて、魅力ある景観資源の保全・活用や、市民主導による景観づくり活動の展開など、市民の意識醸成を図っていくことが重要です。

基本方針

市民との協働により、蔵のあるまち並みと調和した景観の形成など地域の魅力ある景観資源を保全・活用し、美しい郷土の景観形成に取り組みます。

市の取組

魅力ある景観の形成

- ・ 地域住民が良好なまち並み景観の形成を図るために実施する整備事業や勉強会などの取組を支援します。
- ・ 重伝建地区の伝統的な建物の保存と歴史的なまち並みに調和させるために実施する整備事業などの取組を支援します。
- ・ 道路、公園、橋など公共施設の整備の際は、良好な景観の形成を効果的なものとするため、情報交換などを通して地元住民との連携を図ります。
- ・ 景観法に基づく大規模行為※²の届出の際は、事業者に対し市の景観に配慮した設計への誘導を図ります。
- ・ 魅力ある景観を形成するため、市民の手による花壇づくりを行う取組の支援や花いっぱいコンクールを実施し、花とみどりのあるまちづくりを推進します。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	・ 事業活動における施設整備を通じて、地域景観の向上に努めましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源の再発見や発掘に努め、良好な景観の形成に関する理解を深めましょう。 ・ 景観保全につながる活動や取組に参加・協力しましょう。 ・ 建物を建築する場合は、周囲の景観との調和に配慮しましょう。 ・ 花とみどりのまちづくりに積極的に参加しましょう。

目標指標

指標名	現状値	目標値	指標説明
	令和 2 年度	令和 8 年度	
「まちなみ景観形成事業」「伝統的建造物群保存地区保存事業」補助金活用件数	18 件	48 件	景観形成住民団体※ ³ として認定した団体又はそれに属する者並びに伝統的建造物群保存地区内の建築物等の所有者等が景観等を保持するための補助金の活用件数
景観アドバイザー・まちづくりアドバイザーの派遣回数	15 回	26 回	景観形成に関する住民協定を締結している団体または今後協定を締結しようとする団体へアドバイザーを派遣した回数
花とみどりのまちづくり助成金交付団体数	20 団体	26 団体	花壇づくりに取り組む団体への助成金を交付した団体件数
花いっぱいコンクール参加数	36 件	53 件	花いっぱいコンクールに応募があった学校、団体、個人の件数

※ 3 【景観形成住民団体】再掲 23頁

第 4 節 地球環境の保全 ～地球全体の環境を考慮した身近な取組を実践する～

1 地球温暖化対策



現状と課題

二酸化炭素など温室効果ガス^{※1}の増加による地球温暖化は、地球の平均気温の上昇だけでなく、猛暑、干ばつ、大規模な台風や大雨などの異常気象を起因とした数々の自然災害を引き起こし、世界中で、生態系、食糧生産、さらには人々の健康などにも多大な影響を及ぼしており、2015（平成 27）年のパリ協定では、世界の気温上昇を抑える目標が掲げられ、二酸化炭素排出量の削減が喫緊の課題として、世界全体での一層の対策が求められています。

本市は、「喜多方市再生可能エネルギービジョン」による再生可能エネルギー^{※2}の推進や環境マネジメントシステムにより省エネルギーの推進に取り組む中で、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指すため、2021（令和 3）年 9 月に、喜多方市カーボンニュートラル宣言を行いました。併せて、市の事務事業においては地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を 2022（令和 4）年 3 月に策定し、一層の二酸化炭素排出量削減に向け取り組んでいきます。また、異常気象や自然災害については、気象庁や関係機関の情報を把握しながら、監視や注意喚起などの情報提供を行っています。

今後は、市、事業者、市民が一体となって、積極的にエネルギー消費量や二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化の防止に取り組み、気候変動による異常気象などの環境変化に適応していく必要があります。

基本方針

市、事業者、市民が一体となって、地球温暖化を防止し、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ・脱炭素社会^{※3}・循環型社会^{※4}の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進に取り組めます。

市の取組

再生可能エネルギーの導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画^{※5}を策定し、市全体の再生可能エネルギーの導入拡大を推進します。 ・市有施設への再生可能エネルギーの率先導入を図ります。 ・住宅等への再生可能エネルギーの導入を支援します。 ・再生可能エネルギーを中心とした自立分散型のエネルギーシステムの構築を図り、エネルギーの地産地消に取り組めます。 ・再生可能エネルギーへの転換を促進するため、普及啓発に努めます。
----------------	---

※1 【温室効果ガス】再掲 2頁

※2 【再生可能エネルギー】再掲 4頁

※3 【脱炭素社会】再掲 2頁

※4 【循環型社会】再掲 5頁

※5 【地球温暖化対策実行計画】「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が温室効果ガスの排出抑制のための総合的で計画的な施策を策定・実施するもの。

省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画を策定し、市全体の省エネルギーの取組を推進します。 ・市有施設においては、率先して、クールチョイス^{※6}など省エネルギーの推進、エネルギー利用の効率化に努めます。 ・事業者や市民へ省エネルギーを促進するため意識啓発に努めます。 ・事業者や市民の省エネルギーに向けた取組を支援します。
その他の地球温暖化の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ発生の抑制とリサイクルの推進など廃棄物の減量化による二酸化炭素排出量の削減に努めます。 ・地球温暖化対策として、気候変動非常事態宣言について検討するとともに、気候変動による環境の変化に応じた対策に努めます。 ・エコカーの普及促進やエコドライブの普及啓発、バスなどの公共交通機関や自転車の利用を促進します。 ・公用車のエコカー導入やエコドライブを推進し、自動車からの二酸化炭素排出量の削減に努めます。 ・公有林整備によるオフセット・クレジット^{※7}の発行と販売に取り組むとともに、カーボン・オフセット^{※8}制度の活用を促進します。 ・気象庁などから大気の状態や異常気象による自然災害の発生についての情報を収集し、市民へ速やかに提供するため、災害情報伝達手段の整備・充実を図ります。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による環境の変化に応じた対策に努めましょう。 ・二酸化炭素排出量削減のため、クールチョイスを推進しましょう。 ・再生可能エネルギーの積極的導入・利用普及に努めましょう。 ・ISO^{※9}や省エネ法^{※10}に基づく環境マネジメントシステムを構築し、省エネルギーに努めましょう。 ・生産効率を向上させる取組により、省エネルギー化、廃棄物の減量化、二酸化炭素排出量の削減に努めましょう。 ・省エネルギー性能の高い機器や照明、エコカーなどの利用や断熱効果の高い施設整備に努めましょう。 ・自動車の運転は、環境にやさしいエコドライブに努めましょう。 ・森林の多面的機能を十分に発揮させるため、森林の管理に努めましょう。 ・オフセット・クレジットを購入することにより排出した二酸化炭素の埋め合わせを行い、二酸化炭素排出量の削減に努めましょう。 ・市ホームページやラジオ、防災行政無線などにより情報の収集に努め、災害対策に役立てましょう。
-----	---

※6【クールチョイス】68頁 本文参照

※7【オフセット・クレジット】日本国内でカーボン・オフセットの市場を流通させるために、環境省がオフセット・クレジット（J-クレジット）として認証するクレジットのことであり、その制度をいう。

※8【カーボン・オフセット】事業者が自ら発生させる温室効果ガスの排出量のうち削減できない量を、他の場所で排出削減・吸収できる量でオフセット（埋め合わせ）することをいう。

※9【ISO】国際標準化機構（International Organization for Standardization）のことで、ISO規格が国際規格となり、環境保全を目的としたものをはじめ、さまざまなマネジメントシステムについての規格も定められている。

※10【省エネ法】「エネルギーの使用の合理化に関する法律」といい、エネルギー使用の合理化を目的に定められた法律のこと。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による環境の変化に応じた対策に努めましょう。 ・クールチョイスを推進しましょう。 ・ごみ排出の抑制と分別・リサイクルの推進により、廃棄物の減量に努めましょう。 ・太陽光発電やペレットストーブなど再生可能エネルギー※¹を積極的に導入し、利用に努めましょう。 ・省エネ家電やエコカーなどの利用に努めましょう。 ・バスなどの公共交通機関や自転車の利用に努めましょう。 ・エアコンの適温管理や電気製品はこまめにスイッチを切るなど、家庭で省エネルギーに努めましょう。 ・自動車の運転は、環境にやさしいエコドライブに努めましょう。 ・新築、増改築の際は、省エネルギー効果の高い住宅にしましょう。 ・市ホームページやラジオ、防災行政無線などにより情報の収集に努め、自分の行動に役立てましょう。
-----------	--

目標指標

指標名	現状値	目標値	指標説明
	令和 2 年度	令和 8 年度	
再生可能エネルギー導入率	54.7%	56.9%	再生可能エネルギーの導入量（原油換算）÷平成 27 年度のエネルギー年間使用量（原油換算 175,842 kl/年）

●クールチョイス「COOL CHOICE」

「クールチョイス」は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。



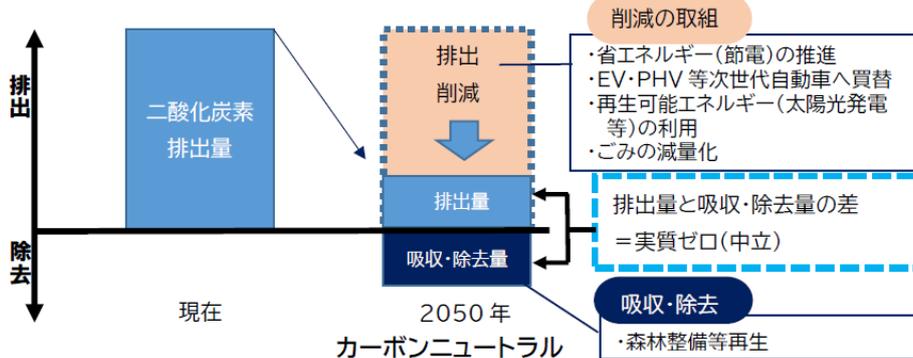
(出典：環境省 HP)

未来のために取り組む カーボンニュートラル



●カーボンニュートラルとは

人間の活動により排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林による二酸化炭素の吸収など温室効果ガスの「吸収量」を差し引き、「排出量を実質ゼロの状態（中立）」にすることを言います。カーボンニュートラルにより、二酸化炭素排出量を実質ゼロにして、地球全体の温度上昇を抑えます。



喜多方市カーボンニュートラル宣言 「未来へつなぐゼロカーボンシティきたかた」

近年、地球温暖化に起因する気候変動は、世界各地で記録的な台風や洪水、山火事などの自然災害を頻繁に引き起こし、人間社会や自然環境に対する脅威となっています。喜多方市においても、局地的な豪雨、猛暑による水不足、農作物の高温障害、少雪など、これまで起こらなかった事態が発生しており、私たちの身近なところにまで気候変動の影響が及んできています。

このような中、2015年に、地球温暖化の主要な要因と考えられる二酸化炭素の削減へ世界が協力して取り組むため「パリ協定」が採択され、産業革命以前に比べ、平均気温の上昇を1.5℃までに抑える努力目標が決定されました。

また、2020年10月、国においては「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、カーボンニュートラルに向けて大きく舵が切られました。

今を生きる私たちは、恵み豊かな喜多方の自然環境を将来の世代に引き継ぐ責務があり、「人と自然が共生できる地球にやさしいまち喜多方」の実現のため、より一層の二酸化炭素排出の削減に取り組み、持続可能な脱炭素社会を構築しなければなりません。

よってここに、自然豊かで活力に満ちた希望あふれる喜多方を未来へつなげるため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現を目指し、全ての市民が力を合わせ、社会全体で取り組むことを宣言します。

令和3年9月16日

喜多方市長 遠藤 忠一

第4節 地球環境の保全 ～地球全体の環境を考慮した身近な取組を実践する～

2 資源の循環的利用



現状と課題

私たちは、事業活動や日常生活の中で地球の大切な資源を消費し、使い捨て、大量の廃棄物を排出してきました。その資源は限りがあることから資源をできる限り有効に利用することで、循環型社会^{※1}の更なる推進を図り、環境負荷を低減していく必要があります。

市は、市有施設における環境マネジメントシステムを構築し、省エネルギーやごみの減量化、グリーン購入^{※2}の促進、資源のリサイクルなど循環型社会に向け、環境負荷低減活動に取り組んでいます。

また、空き缶、空きびん、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類など資源物の分別収集や小型家電のリサイクル等の再資源化を図っているほか、各地域で行う資源物の回収への支援をしていますが、一層の循環的な有効利用を図るためには、民間業者と連携して再資源化・リサイクルする、捨てない仕組づくりが必要です。市、事業者、市民それぞれが、不要なものは「買わない」「使わない」「もらわない」を意識し、廃棄物減量をはじめ、一層の3R^{※3}を推進し、資源の循環的利用に努めなければなりません。

基本方針

循環型社会の実現に向け、3Rや資源の循環的利用に取り組めます。

市の取組

3Rの推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを出さない取組や生ごみの減量化の推進などの意識啓発を行い、ごみ発生抑制（リデュース）を図ります。 ・繰り返し使える物を使うなどの取組の啓発を行い、資源の再利用（リユース）を推進します。 ・資源ごみ分別の徹底や資源回収の支援により、資源の再資源化（リサイクル）を推進します。 ・物品などの購入にあたっては、率先してグリーン購入法適合品を購入します。
バイオマスの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・木くずや生ごみ、わら、もみがらなど有機物をバイオマス^{※4}として利用する民間事業者を支援し、資源の循環的利用を促進します。

※1【循環型社会】再掲 5頁

※2【グリーン購入】環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。

※3【3R】再掲 30頁

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない製品の開発や生産活動の改善のため、ライフサイクルアセスメント※⁵を取り入れましょう。 ・再利用できる製品の開発や再生資源を利用した製造・販売に努めましょう。 ・買い物客のマイバッグ持参の促進や簡易包装を積極的に行いましょう。 ・物品などの購入にあたっては、地球環境にやさしいグリーン購入に努めましょう。 ・生ごみのたい肥化に取り組みましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を徹底し、ごみの減量化、リサイクルに努めましょう。 ・環境保護のため、マイバッグを持参しましょう。 ・物品などの購入にあたっては、地球環境にやさしいグリーン購入に努めましょう。 ・マイ箸、マイボトル、マイカップなどの携帯利用に努めましょう。 ・地域で実施する資源回収に積極的に参加・協力しましょう。 ・生ごみのたい肥化に取り組みましょう。

目標指標

指標名	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	指標説明
リサイクル率	18.5%	25.0%	市内で排出される一般廃棄物のうち、資源物が占める割合

※4 【バイオマス】石油などの化石起源を除く再生可能な生物由来の有機性資源のことで、太陽光、風力などとともに再生可能エネルギーの一つとされる。種類としては、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥などがある。

※5 【ライフサイクルアセスメント】製品・サービスのライフサイクル全体（資源採取、製造、流通、使用、廃棄、リサイクルなど）を通して、環境への影響を定量的・客観的に評価する手法のことで、より環境への負荷を低減した製品やサービスを生み出すことにつながる。

第4節 地球環境の保全 ～地球全体の環境を考慮した身近な取組を実践する～

3 その他の地球環境問題対策



現状と課題

地球全体の平均気温の急上昇以外にも地球環境に悪影響を及ぼす様々な環境問題があります。オゾン層の破壊や酸性雨、微小粒子状物質（PM2.5）などの大気汚染、プラスチックごみが海洋生物の生態系に影響を及ぼす海洋汚染などが挙げられます。

本市では、大気汚染問題への取組として、東北都市環境問題対策協議会と共同で雪を利用した酸性雨の調査を行い、微小粒子状物質（PM2.5）について、国や県の測定状況を把握するとともに、プラスチックごみなどについては、資源化や適正な処理を行うよう市民に対して啓発を行っています。

これらの地球環境問題の解決のためには、地球規模の大きな環境問題においても私たち一人ひとりの生活や事業活動が間接的に関わっていることを認識し、市、事業者、市民それぞれが地球環境保全のために行動していかなければなりません。

基本方針

地球全体の環境を考え、市、事業者、市民それぞれができる地球環境保全に取り組みます。

市の取組

<p>大気汚染対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層の保護のため、フロン類の適正な廃棄方法について、事業者や市民への啓発に努めます。 ・関係法令に基づき、フロン類の回収・処理する事業者への適切な指導に努めます。 ・酸性雨の調査を実施し、大気酸性度状況の測定・把握・監視に努めます。 ・エコカーの普及促進やエコドライブの普及啓発、バスなどの公共交通機関や自転車の利用を促進します。
<p>海洋プラスチックごみ対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3R^{※1}によるプラスチックごみの削減に努めます。
<p>関係機関との協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県など関係機関と連携し、広域的な取組を必要とする地球環境問題に協力します。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none">・エアコンや冷蔵庫などフロン類を使用している製品は、関係法令を遵守し適正に点検、処理しましょう。・工場・事業所から排出されるばい煙、粉じん、排水などは、関係法令を遵守し適正に処理した後に排出しましょう。・エコドライブの実践やエコカー、公共交通機関の利用に努めましょう。・使い捨てのプラスチック製品は使わないなど、プラスチックごみの削減に努めましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none">・エアコンや冷蔵庫などフロン類を使用している製品は、購入した業者かフロン類回収業者に依頼し、適正に処分しましょう。・エコドライブの実践やエコカー、公共交通機関、自転車の利用に努めましょう。・使い捨てのプラスチック製品は使わないなど、プラスチックごみの削減に努めましょう。

第5節 環境教育・学習の推進 ～自ら学び考え行動する～

1 環境教育・学習の充実



現状と課題

現在、地球温暖化をはじめ、様々な環境問題が深刻化しています。これらの問題に対応するためには、環境教育・学習を推進することで、市民一人ひとりが環境意識を高め、環境保全活動に取り組むことが求められています。特に将来を担う子どもたちには、早い時期から身近な環境問題への関心を持ち理解してもらうとともに、環境保全の意識を養うことが重要です。

市では、市民が環境教育・学習ができる機会として、環境に関する講演会や環境教室、生涯学習講座、市民参加による市内一斉清掃などの活動があり、環境保全への意識向上を図っています。

市民が環境教育・学習ができる場としては、森林公園や自然公園などの自然体験、図書館や公民館などの情報収集の場があり、その充実を図っています。

また、各学校では、環境教育全体計画^{※1}をもとに、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間など学校教育活動の全体を通して、各学校の創意工夫のもと環境教育・学習を展開しています。

その他、事業者や市民活動団体による環境イベントや行政区による環境整備など様々な取組は、市民が環境に目を向け地域への愛着を持つ機会になり、環境保全への意識向上につながっています。

これからも、私たちの環境を保全し、次の世代に引き継いでいくためにも、市や学校、NPO法人などの市民活動団体だけでなく、家庭や地域、職場でも率先して環境問題を学ぶ機会と場の充実を図っていく必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが環境保全の意識をもち、自ら進んで環境問題に取り組むため、家庭や地域、学校、職場において、環境教育・学習を推進します。

市の取組

<p>環境教育・学習の機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校において、自ら学び、進んで実践する意識を養うため、地域の人と積極的に関わる機会を増やすことにより、理科や農業科、自然体験、観察学習など特色のある環境教育・学習の充実を図ります。 ・地域や職場で行われる環境に関する講座や研修を支援します。 ・環境や地球温暖化に関する講座やみどりの学校による自然観察などの体験学習を実施し、環境学習の機会を設けます。
-----------------------------	--

※1【環境教育全体計画】環境に対する興味関心・理解を深める・意欲や実践力の育成をねらいとして、分野（各教科）ごとに策定された環境教育に関する計画の全体計画のこと。各学校では教育課程をもとに、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間について、各校の実態に応じ、創意工夫を入れながら計画を作成している。

環境教育・学習の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園や森林公園など、自然とふれあうことで環境学習に利用できる場の充実に努めます。 ・ 図書館や公民館など公共施設において、環境教育・学習に利用できる場の充実に努めます。
--------------	---

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における環境教育・学習の推進に努めましょう。 ・ 市や学校、地域で行う環境教育・学習や環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。 ・ 自然観察会など環境学習の機会を創出しましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者や地域の方は、各学校の環境学習にあたり、ボランティア・ティーチャー（外部講師）として積極的に参加・支援していきましょう。 ・ 市や学校、地域で行う環境教育・学習や環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。 ・ 図書館や公民館を積極的に利用し、環境について学びましょう。 ・ 環境教育・学習につながる環境保全活動や自然体験に参加しましょう。

第 5 節 環境教育・学習の推進 ～自ら学び考え行動する～

2 人材育成と連携



現状と課題

健全で良好な環境を保全及び創造していくためには、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、自ら進んで環境保全活動に取り組むことが大切です。

本市では「一斉清掃」「花とみどりのまちづくり事業」「一行政区一運動」など、行政区や市民活動団体との協働により、環境保全活動を推進しています。

市内の小中学校では、環境教育・学習の一環として、緑の少年団の活動や福島議定書^{※1}に基づくエコ活動、省エネルギーに取り組むなど環境保全活動を行っています。

また、市内では、事業者や市民活動団体、市民によるボランティア清掃、森林保全や緑化活動、ホテルやイトヨなどの保護・保全、資源の循環的利用のための資源回収など、様々な活動が取り組まれており、市民の環境に対する意識の向上へとつながっています。

地球や社会環境が将来にわたり持続されるよう、SDGs^{※2}の理念のもと、環境保全活動を促進するため、県や市民活動団体、事業者と連携を深めるとともに、環境保全活動や環境教育・学習を推進する人材や団体を育成し、活用することが重要です。

基本方針

SDGsの理念のもと、地域や市民活動団体、事業者と連携・協力し、環境教育・学習の活動を行うリーダーとなる人材の把握と育成を図るとともに、自発的な環境保全の取組が推進できるよう支援します。

市の取組

<p>人材の育成・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの理念を取り入れながら、研修会などの開催により、環境保全に取り組むリーダーとなる人材の育成に努めます。 ・各分野の専門家や市民活動団体の人材把握に努め、優れた人材の活用に努めます。
<p>環境保全活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「一斉清掃」「花とみどりのまちづくり事業」「一行政区一運動」などの環境保全につながる活動を推進します。 ・事業者や市民の自発的な環境保全活動を支援します。 ・各学校に対し、福島議定書の取組や緑の少年団の活動を通じた森林保全活動の取組を呼びかけます。

連携・交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動団体や事業者と情報交換を行い、環境保全活動が取り組みやすい体制の構築に努めます。 ・ 環境教育・学習を推進するため、事業者や市民との連携に努めます。 ・ 周辺市町村と連携し、環境保全事業に協力し推進します。
-----------------	---

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs の理念を理解し、省エネルギーや環境負荷低減につながる改善提案、工場・事業所の環境美化など環境保全に努めましょう。 ・ 市民が参加できる環境保全活動を創出しましょう。 ・ 市や学校、地域などで行う環境教育・学習や環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。 ・ 市や市民活動団体など業種を超えた交流を行い、情報交換を積極的に行いましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs に関心を持ち、自ら身近な環境保全活動に取り組みましょう。 ・ 市や学校、地域などで行う環境教育・学習や環境保全活動に積極的に参加・協力しましょう。 ・ 環境保全に関する知識を深め、環境教育・学習や環境保全活動のリーダーとして活動できるよう努めましょう。

目標指標

指標名	現状値	目標値	指標説明
	令和 2 年度	令和 8 年度	
環境保全に関する市内 N P O 法人数及び一般社団法人数	11 団体	14 団体	環境保全を取組事項にしている市内 N P O 法人数及び環境保全活動を行っている一般社団法人数
福島議定書の小中学校取組数	17 校	24 校	地球温暖化対策を推進するための「福島議定書」に参加し、取り組む小中学校数

第 5 節 環境教育・学習の推進 ～自ら学び考え行動する～

3 普及啓発



現状と課題

近年、人々の暮らしは、身近な環境のみならず、地球環境にまで大きな負荷を与えています。

現在、世界では数多くの深刻な課題を解決するため、国連サミットにおいて採択された SDGs^{※1}における 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットを掲げ、国や自治体、企業ではその理念のもと、様々な取組が始まっています。

SDGs の理念のように、地球や社会環境が将来にわたり持続されて行くためには、環境への負荷を少しでも低減することが重要であり、市民一人ひとりが環境意識を高め、環境教育・学習の推進や環境に関する正しい知識や情報を得ることが必要です。

本市では、広報誌やホームページを活用して、ごみの分別、リサイクル、公害等の防止、地球温暖化対策など幅広い分野の情報を事業者や市民へ提供しています。

今後、市の環境施策の状況を公表するとともに情報の共有化に努め、市民が意欲的に環境保全活動を行えるよう、普及啓発に努めていきます。

基本方針

SDGs の理念のもと、環境保全への普及啓発を行い、自ら進んで環境を大切に、環境にやさしい行動を行う意識を育てます。

市の取組

情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する市内の状況、事業者や市民が行う環境イベント、取組などの把握に努めます。 ・環境に関する国や県の動向把握、先進的な取組などの把握に努めます。
情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画に基づき実施された環境施策の状況を広く周知するため、年次報告書を作成し、公表します。 ・広報誌やホームページ等を活用し、事業者や市民に、SDGs と環境保全意識の向上のための情報を提供します。
市民環境週間の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や市民に環境保全について関心と理解を深めてもらうため、毎年、市民環境週間を実施します。

事業者・市民の環境配慮方針

事業者	<ul style="list-style-type: none">・SDGs や市の環境保全に関する施策や情報に、関心と理解を深めましょう。・環境に関するイベントなどに積極的に参加し、環境保全の意識向上に努めましょう。・自主的に行う環境イベントや取組を市民に発信しましょう。
市民	<ul style="list-style-type: none">・SDGs や市の環境保全に関する施策や情報に、関心と理解を深めましょう。・環境に関するイベントなどに積極的に参加し、環境保全の意識向上に努めましょう。

第 5 章 計画の推進のために

第 1 節 計画の推進

1 市、事業者、市民との協働体制

計画を実効性のあるものとするためには、市の取組だけでなく、事業者や市民が協働し、それぞれの役割のもと、市と連携し積極的に取り組むことが必要です。

そのため、事業者や市民に対して、本計画におけるそれぞれの役割と責任を自覚してもらい、施策の実施にあたっては、市、事業者、市民との協働による積極的な取組を推進します。

2 行政による施策の推進

本計画に定められた「取組の内容」に基づく施策を具体化するための「実施計画」を策定し、環境に関する各種施策を推進します。

また、各種施策を推進するためには、関係部局が連携・協力し、総合的かつ一体的に行うことが必要です。このため、計画の推進や進行管理に関する組織である「環境管理委員会」^{※1}において、各種施策の点検・評価を毎年実施し、常に進捗状況を把握しながらその推進に努めます。

3 喜多方市環境審議会

環境審議会は、喜多方市環境基本条例及び喜多方市環境審議会規則に規定する市長の諮問機関であり、学識経験を有する者、関係団体に属する者、関係行政機関の職員、公募により市長が適当と認める者など 12 名で組織されます。

市は、審議会に、本計画の進捗状況や環境の保全等について諮問や報告を行い、公正かつ専門的知見から審議、本計画推進のための意見等を求めていきます。

4 国、県や関係機関等との連携

計画の施策を推進していく上で、国、県や関係機関、隣接する地方公共団体などの協力を求め、連携して効率性、整合性などを考慮しながら適切な進行管理を図る必要があります。特に大気や水質保全関係など広域的な取組が必要とされる施策の実施にあたっては、連携を強固にし、積極的な対応を行います。

第 2 節 計画の進行管理

1 進行管理の方法

計画の進行管理については、環境マネジメントシステムの考え方にに基づき「計画：Plan」→「実行：Do」→「点検・評価：Check」→「見直し：Action」という手順によるPDCAサイクルを用います。

このサイクルは、1年を基本単位として、目標の設定、計画の進捗状況の確認、問題点の把握、見直しを繰り返すことにより、継続的な改善を図っていきます。

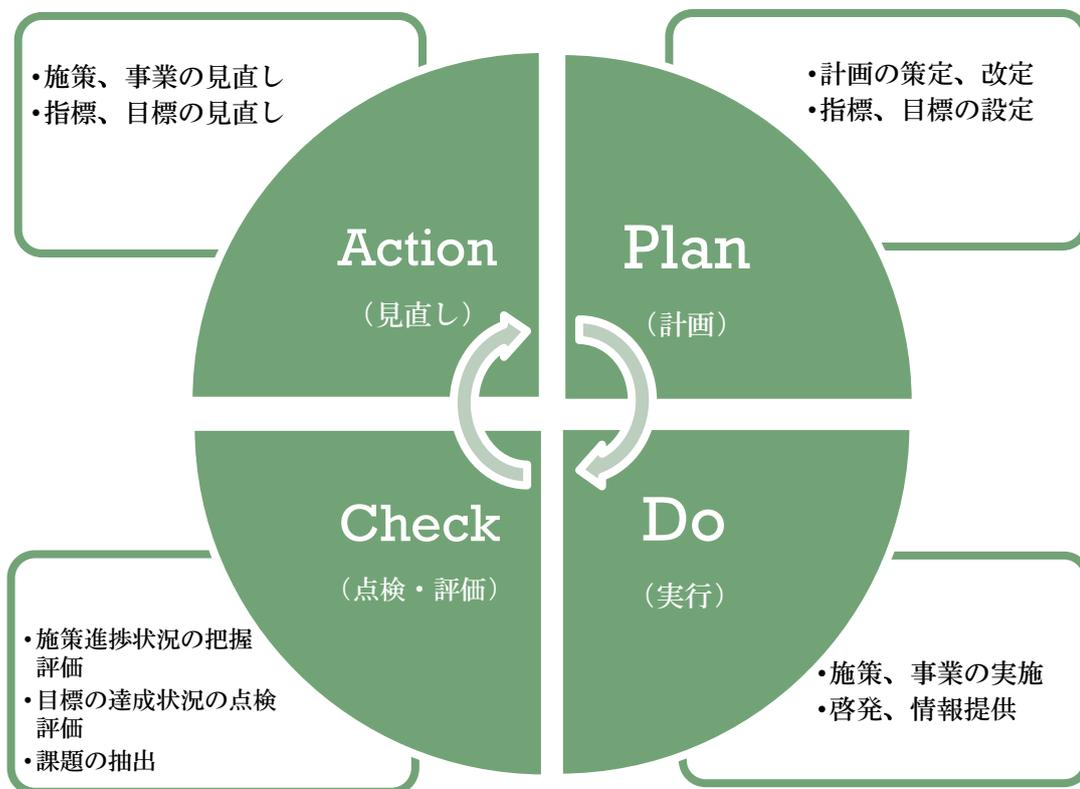
2 年次報告書の作成

「年次報告書」は、市の環境に関する施策の進捗状況を明らかにするために作成します。

本計画に掲げる各種施策の進捗状況は、庁内における環境管理委員会において、その状況把握と課題を抽出し、点検・評価するとともに「年次報告書」として、環境審議会に報告し、意見・提言などを受け、施策や事業の見直しについて検討していきます。

また、年次報告書については、ホームページなどを通じて公表します。

< PDCAサイクルの図 >



第 6 章 資料編

資料 1 喜多方市環境基本条例

資料 2 喜多方市環境審議会規則

資料 3 喜多方市環境基本計画中間見直し策定までの経過

資料 4 喜多方市環境審議会委員名簿

資料 1 喜多方市環境基本条例

喜多方市環境基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第 7 条－第 9 条）

第 3 章 環境の保全及び創造のための基本的施策（第 10 条－第 17 条）

第 4 章 参画と協働のための施策（第 18 条－第 21 条）

第 5 章 喜多方市環境審議会（第 22 条）

附則

私たちのまち喜多方は、福島県の北西部、会津盆地の北に位置し、飯豊連峰の雄大な山並みや雄国山麓等に囲まれ、清らかな水や豊かな自然に恵まれている。私たちは、これらの恵みの中で自然と共生し、先人達の歴史や伝統を誇りとして、その知恵を引き継ぎ、文化を創造してきた。

しかし、人々の暮らしは、都市化の進展や生活様式の変化などに伴い、物質的に豊かで便利になる一方、資源やエネルギーを大量に消費し、多量の廃棄物を排出した結果、身近な環境のみならず、地球環境にまで過大な負荷を与えている。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故は、放射性物質の拡散を引き起こし、私たちの生活にも大きな影響を及ぼした。

私たちは、資源に限りがあることや、破壊された地球環境を回復することが困難であることを深く認識し、資源の効率的利用や再生可能エネルギーの普及により原子力や化石燃料のエネルギー依存の低減に寄与するなど、社会経済活動や生活様式を見直すとともに、市、事業者及び市民が一体となって、環境の保全及び創造のため行動し、健全で恵み豊かな環境を、子や孫など将来の世代に引き継がなければならない。

私たちは、このような認識の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる地球にやさしいまち喜多方を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害を生ずることをいう。
- (4) 事業者 市の区域内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (5) 市民 市の区域内に住所を有し、若しくは滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承できるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全等は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行わなければならない。
- 3 環境の保全等は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 4 環境の保全等は、人間のあらゆる行為が地域の環境のみならず地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、全ての事業活動及び日常活動において積極的に行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の環境の保全等への意識の啓発に努め、そのための活動を支援するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動

第 6 章 資料編

を行うに当たって、廃棄物の抑制及び適正な処理を図るとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等の利用に努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下、環境の保全等に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において環境への負荷の低減及び自然環境の保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図り、人と自然が共生する良好な環境の確保に努めるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を図るとともに、良好な景観の創造及び快適な居住環境や歴史的文化的な遺産の保全を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等を推進し、環境への負荷の低減を図ること。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、喜多方市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策及び配慮の方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、喜多方市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定に当たっての配慮)

第 10 条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(規制の措置)

第 11 条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全等に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する施設の整備等)

第 12 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、公園、緑地その他の公共的施設の整備を推進するなど必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進等)

第 13 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、自らが率先して、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進するものとする。

(放射性物質の環境への影響に係る措置)

第 14 条 市は、放射性物質による環境への影響に対し、必要な調査、測定等を行い、環境の状況を的確に把握し、情報を提供するなど必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、放射性物質の拡散又はそのおそれのある事故等が発生した場合には、市民の安全を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の実施)

第 15 条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な調査、監視、測定等を行い、環境の状況を的確に把握するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 16 条 市は、環境の保全等に関し広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第 17 条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 参画と協働のための施策

(情報の収集及び提供)

第 18 条 市は、環境の保全等に関する情報を収集し、市民等への提供に努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 19 条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 6 章 資料編

第 20 条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 21 条 市は、市民等が環境の保全等について関心と理解を深め、市民等の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境教育及び環境学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第 5 章 喜多方市環境審議会

(審議会)

第 22 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、喜多方市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に係る基本的事項に関すること。

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全等について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体に属する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 第 5 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、これらの者でなくなった時は、その職を失うものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年喜多方市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 喜多方市安全で安心なまちづくり推進協議会委員の項の次に次のように加える。

喜多方市環境審議会委員	日額 6,000 円
-------------	------------

資料 2 喜多方市環境審議会規則

喜多方市環境審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、喜多方市環境基本条例（平成 26 年喜多方市条例第 7 号）第 22 条第 9 項の規定に基づき、喜多方市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、市民部市民生活課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(審議会の招集の特例)

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日規則第 5 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日規則第 10 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 章 資料編

資料 3 喜多方市環境基本計画中間見直し策定までの経過

令和 3 年 2 月 15 日	喜多方市環境基本計画中間見直し作業開始
令和 3 年 7 月 29 日	喜多方市環境管理委員会 開催
令和 3 年 8 月 6 日	喜多方市環境審議会 第 1 回開催
令和 3 年 8 月 17 日	喜多方市環境基本計画中間見直し検討会議（庁内）第 1 回開催
令和 3 年 9 月 22 日	喜多方市環境基本計画中間見直し検討会議（庁内）第 2 回開催
令和 3 年 10 月 20 日	喜多方市環境基本計画中間見直し検討会議（庁内）第 3 回開催
令和 3 年 11 月 11 日	喜多方市環境基本計画中間見直し検討会議（庁内）第 4 回開催
令和 4 年 1 月 25 日	喜多方市環境審議会 第 2 回開催
令和 4 年 2 月 4 日	喜多方市環境基本計画中間見直し(案)に係る答申
令和 4 年 2 月 14 日	パブリックコメントの実施
～ 2 月 28 日	
令和 4 年 3 月	喜多方市環境基本計画中間見直し策定

資料 4 喜多方市環境審議会委員名簿

No.	項 目	関係機関、団体名	氏 名
1	学識経験者	会津大学短期大学部	大橋 良生
2	学識経験者	福島県自然保護指導員	山口 恒憲
3	学識経験者	喜多方市校長会	渡部 寿之
4	関係団体	会津よつば農業協同組合女性部	庄司 恵子
5	関係団体	会津喜多方商工会議所	密井 康一
6	関係団体	喜多方市食生活改善推進員会	平野 照代
7	関係団体	会津北部森林組合	齋藤 忠一
8	関係行政機関	福島県会津地方振興局	熊坂 雅彦
9	関係行政機関	喜多方地方広域市町村圏組合	遠藤 正典
10	公募	市長が適当と認める者	磯部 まり子
11	公募	市長が適当と認める者	大塚 直美
12	公募	市長が適当と認める者	齋藤 誠

任期 令和 2 年 11 月 18 日 ～ 令和 4 年 11 月 17 日

喜多方市環境基本計画（中間見直し）

発行年月 令和4年3月

発行 喜多方市市民部市民生活課

住所 〒966-8601

福島県喜多方市字御清水東7244番地2

電話 0241-24-5285

ファックス 0241-22-9571

E-mail shisei@city.kitakata.fukushima.jp